

令和元年

第4回定例会

会 議 録

令和元年12月11日

令和元年第4回 江差町議会定例会
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和元年12月11日(水) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
〔議長 諸般の報告〕
- 日程第 3 所管事務調査の報告について
- 日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 5 令和元年第3回定例会
- 認定第1号 平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成30年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成30年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成30年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第6号 平成30年度江差町公設卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成30年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第8号 平成30年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第9号 平成30年度江差町水道事業会計決算の認定について
- 〔町長 行政報告〕
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 承認第 1号 令和元年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第 1号 江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 9	議案第 2号	江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 3号	江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
日程第 11	議案第 4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 12	議案第 5号	江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第 6号	江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第 7号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 8号	江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 9号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第7号）について
日程第 17	議案第 10号	令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について
日程第 18	議案第 11号	令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 19	議案第 12号	令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 20	議案第 13号	令和元年度江差町一般会計補正予算（第8号）について
日程第 21	発議第 1号	日米共同訓練の規模縮小とオスプレイ参加の中止を求める意見書の提出について
日程第 22	発議第 2号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書の提出について
日程第 23	発議第 3号	授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書の提出について
日程第 24	発議第 4号	英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書の提出について
日程第 25	発議第 5号	災害救助法の見直しを求める意見書の提出について
日程第 26	発議第 6号	介護保険事業に関する事務調査について (社会文教常任委員会事務調査)

◎ 出席議員（12名）

議		長	打	越	東	重	夫
副	議	長	萩	原			徹
議		員	薄	木	晴		午
	〃		飯	田	隆		一
	〃		室	井	正		行
	〃		塚	本			眞
	〃		西	海	谷		望
	〃		小	梅	洋		子
	〃		小	野	寺		眞
	〃		小	林	く	に	こ
	〃		出	崎	太		郎
	〃		大	門	和		幸

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	太	田			誠
総	務	長	木	村			晃
まちづくり	推進	課長	出	崎		雄	司
財	政	課長	齊	藤		敏	己
税	務	課長	安	田		克	臣
町	民	福	岸	田		礼	治
健	康	推	白	鳥		智	子
産	業	振	大	杉		則	明
追	分	観	尾	山			徹
建	設	水	岸	田		雄	治
高	齢	あ	梅	川		年	代
出	納	室	岸	田		真	由
学	校	教	中	川			智
社	会	教	大	坂		敏	文
総	務	課	畑			竜	哉
まちづくり	推進	課主幹	長	尾		恵	一

(議会事務局)

局		長	清	水	直	樹
書		記	森		直	彦

開 会 10:00

(ベルが鳴る)

(議長)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

(議長)

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

ただいまから、令和元年第4回江差町議会定例会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りであります。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、7番小梅議員、8番室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定についてを議題と致します。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

議長。

(議長)

小野寺委員長。

「小野寺委員長」(議会運営委員会報告)

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「小野寺委員長」

議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

当委員会は、11月27日、12月4日の2日間、委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるとともに、日程及び運営について協議致しました。

今定例会には、平成30年度各会計の決算認定9件、令和元年度補正予算が一般会計、特別会計合わせて5件、条例制定2件、条例改正6件、委員会報告7件、議員発議6件、一般質問は10名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配布しております報告書の通りでございます。

以上の内容を踏まえて、会期を12月11日から12日までの2日間と致します。

一般質問については、これまでと同様に、一問一答方式で行うことと致しました。質問の回数は再再質問まで、答弁を含め60分の時間制とします。質問、答弁については、一回目の質問、答弁については演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととします。また理事者においては、議員からの質問に対して、議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は60分の制限時間外とすることと致します。

また、一般質問や議案等の質疑で感想や要望、お礼など、一般質問や質疑から外れる発言の他、一般質問は事前通告制となっております。このため再質問、再々質問についても通告した質問趣旨以外の質疑は、厳に慎むようお願いを致します。

以上、議会運営委員会において、協議した結果を報告致します。

(議長)

以上で、報告が終わりました。

お諮りします。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告の通りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日11日から12日までの2日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、一回目の質疑、答弁については、演台により行い、再質問以降については、議員は同じく演台で、理事者は自席で行うことと致します。質問の回数は再再質

問まで、答弁を含め60分以内の時間制を採用して行うこと。また、理事者においては、議員から質疑、質問・質疑に対して、議長の許可を得て反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定致しました。

また、質問者は、質問通告された範囲内でのみ、再質問、再々質問をされるようお願い致します。

(議長)

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付の通りでありますので、了承をお願い致します。

(議長)

日程第3、所管事務調査の報告について、令和元年第3回定例会、発議第6号、地域防災に関する事務調査を議題と致します。

本案については、所管の社会文教常任委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「塚本委員長」

はい。

(議長)

塚本委員長。

「塚本委員長」(社会文教常任委員会報告)

社会文教常任委員会の委員会調査報告を致します。

本委員会の付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により、下記の通り報告致します。

1、調査事件。令和元年第3回定例会、発議第6号、地域防災に関する事務調査。

2、調査期日。令和元9月4日。事務調査事件について、9月25日、今後の進め方について。10月11日、担当課ヒアリング。これは総務課であります。同日、行政視察についての事前調査を実施しております。11月18日から19、18日は、被災地現地視察で、厚真町を視察しております。翌日は、先進地行政視察として札幌市を視察しております。11月28日、これらの調査案件の事務調査の取りまとめを行っております。

3、調査の経緯と結果。近年、地震や台風などによる、災害が日本の各地において、発生しています。その被害の大きさは、年々、大きくなる激甚化の傾向が見られ、江差町においても過去に北海道南西沖地震や中小河川の氾濫による被害が発生している。

このことを受けて、本委員会では、(地域防災に関する事務調査)を立ち上げ、住民の

生命と財産を守るための減災に向けた調査を行った。地域防災は、予防対策から災害応急対策、防災思想普及対策と幅が、範囲が広いため、本調査では、1、自主防災組織・消防団の育成支援について。2、避難勧告の周知方法及び誘導について、この2点に絞った調査を実施した結果について、次の通り意見を付して提出する。

意見、1) 防災や消火、避難誘導等の重責を担っている消防団組織の団員数は、過去5年間の人員データによると、毎年前年を下回っている現状となっており、消防職員を含めた人員確保に努め、処遇の改善を図っていく必要がある。

2) 災害の発生時には被害を最小限におさえるためには、地域住民の自主的な防災活動が極めて重要となる。その中で江差町内の自主防災組織は、まだ5町内会にて組織されているに止まっている。まだ未組織の町内会が多くあり、早急に各町内会に自主防災組織の設置の促進に努める必要がある。

3) 高齢化が進んでいく中で、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実、強化をしていく必要がある。避難勧告の周知や避難所開設情報の伝達方法や、避難時に重要な役割を担う町内会に対する、行政側より提供された要支援者リストだけでは必ずしも十分とはいえ、各町内会に即した避難行動要支援者リストの作成が求められる。また、災害時における、ペットの同行避難が明確になっておらず、避難所運営の中での位置づけを明確にしていく必要がある。

4) 平常時に、HUG（避難所運営ゲーム）を実施し、避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれ抱える事情に対応した避難所を体育館や教室に見立て、避難所で起こる様々な出来事を疑似体験するゲームである。避難者の属性を考慮しながら部屋割りを考え、また炊き出しや仮設トイレの配置などの生活空間の確保等、自由に意見を述べ、かつ話し合いながらゲーム感覚で避難所の運営を学ぶことができることから、多くの町民に体験して頂けるよう取り組むことが必要である。

5) 災害対策基本法が改正され、「地区防災計画制度」がスタートした。各地区の住民、事業者等を交え、地域毎の地区防災計画を作成し、自分の身は自分で助ける「自助」や、近所の人などと助け合う「共助」による地域コミュニティの活性化が重要となる。

6) タイムライン（防災行動計画）を作成し、災害の発生を前提に起こり得る状況を想定して、いつ、どのような防災行動を、どの主体が行うかを時系列に整理していくことが重要である。

以上であります。

（議長）

以上で、委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

地域防災に関する事務調査について、委員長の報告の通り、了承することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって本案については、委員長報告の通り、了承することに決定致しました。

(議長)

日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、江差町総合計画等特別委員会及び議会広報特別委員会から調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配付の通り、継続調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、委員長からの報告申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、日程第5、認定第1号、平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、平成30年度江差町水道事業会計決算の認定についての、各会計の決算認定を一括して議題と致します。

ただ今の、各認定議案については、令和元年第3回定例会において、平成30年度江差町各会計決算審査特別委員会に一括付託されておりますので、報告を求めます。

「萩原委員長」。

「萩原委員長」

はい。議長。

「萩原委員長」（決算審査特別委員会報告）

平成30年度江差町一般会計外、8件の決算認定について、決算審査特別委員会の報告を致します。

本件は、9月定例会において審査すべき事件として本委員会に付託され、10月21日から24日までに、町長及び教育長を始め、担当職員の出席を求め審査した結果、各会計決算については、それぞれ認定すべきものとの決定を致しました。

なお、委員会として次の要望事項については、当局で十分検討されるようお願い致します。

最初に交通政策、交通体系についてであります。

人口減少や高齢化が進む中で、生活交通路線維持等交通政策、交通体系の整備は喫緊の課題である。高齢福祉や障がい福祉、そして住民福祉など対象は広範囲であり、地域交通網形成計画の策定など、将来の交通体系整備に向けた取り組みが必要である。

次に、高齢者、障がい者サービスの周知についてであります。

高齢者、障がい者サービスについては、自ら地域生活をする上で必要不可欠なものであり、より細やかな周知方法の充実が求められている。

次に、公共下水道事業についてであります。

人口減少に伴い、当初の計画と大幅に変化してきている。自然環境向上の視点からも事業のあり方も含め、今後も検討を進めて頂きたい。

次に、町営住宅管理についてであります。

人口減、高齢化など、住宅をとりまく環境に大きな変化ができてきており、町営住宅において柔軟な入居管理体制が望まれるところである。

次に、防災ハザードマップ及び防災避難場所についてであります。

河川管理者の調査結果や全国的な災害被害状況から、防災ハザードマップや避難場所について、早急な見直し作業が求められる。

最後にその他として、各所管課の審査においては、将来的な展望に立った提言や事務事業の執行にあたり細部にわたる意見、要望が出されている。また、監査委員から提出

された決算審査意見書で指摘された各項目について十分精査し、今後の行政執行に当たられることを望むものである。

以上、報告致します。

(議長)

以上で報告が終わりました。

お諮りします。

ただ今報告がありました各認定議案については、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会ですので、委員長に対する質疑を省略し、これより認定第1号から順次討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認定第1号から順次討論、採決を行います。

認定第1号、平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を許します。討論希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

討論希望ありませんので、討論を終結致します。

(議長)

認定第1号の採決を行います。

平成30年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について、この認定に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第1号は認定することに決定致しました。

(議長)

お諮りします。

認定第2号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定から、

認定第9号、平成30年度江差町水道事業会計決算の認定までの8件については、この決算に対する委員長の報告通り認定するものです。討論を省略し、順次採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次採決を行います。

認定第2号、平成30年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第2号は認定することに決定致しました。

(議長)

認定第3号、平成30年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第3号については、認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第4号、平成30年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第4号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第5号、平成30年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第5号については、認定することに決定致しました。

(議長)

次に、日程認定6号、平成30年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第6号については認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第7号、平成30年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第7号について、認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第8号、平成30年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第8号は認定することに決定致しました。

(議長)

次に、認定第9号、平成30年度江差町水道事業会計検査（正：決算）の認定について、委員長の報告の通り、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、認定第9号は、認定することに決定致しました。

(議長)

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」 (行政報告)

寄付採納についてご報告申し上げます。

令和元年11月29日、江差町字茂尻町96番地、江差町危険物安全協会会長、蛭名孝氏様より、江差町危険物安全協会50周年記念事業として、防災用発電機1台のご寄贈がありました。ご寄贈頂きました防災用発電機につきましては、今後の防災対策に活用させていただきます。

以上のご寄付がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼申し上げます、行政報告を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第6、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり、10名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

(議長)

まず、塚本議員の発言を許可致します。

塚本議員。

「塚本議員」

私から本定例会2つの項目について一般質問させていただきます。

一つ目ですが、介護特別会計についてであります。2018年度介護給付費等実態統計では、介護給付、介護保険給付や自己負担を含む介護費用が初めて国の単位であります、10兆円を超えております。江差町においても、少子高齢化の進む中で、第1号保険者(65歳以上)のウエイトが高くなってきております。増大し続ける費用をどう抑えていくかが、喫緊の課題となっております。今後はフレイル対策が急務と思

われます。フレイル、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、フレイルとは年齢を重ね、全身の衰えが進む、やがて介護が必要となる状態になる、健康な時より心身が弱っているものの介護が必要ではないという中間の段階をフレイルと言っております。これは2014年日本老年医学学会が提唱しているものであります。超高齢化社会を迎え、健康寿命を延ばすことは喫緊の課題です。心身の衰えを早期に見つけるために、要介護になる前の状態、フレイルが注目されております。65歳以上の高齢者のうち、フレイルになっているのは1割との推計もありますし、その高齢者のその後調査した結果では、3割が2年後に要介護認定を受けているというデータもあります。江差町においても、このフレイルに対する予防や改善に向けた取り組みが急務と思われませんが、今後の対策をお伺いいたします。

(議長)

はい、町長。

「町長」

塚本議員のご質問にお答えいたします。

増大する介護給付費用の抑制にフレイル対策が急務であり、今後の対策はというご質問でございました。今ほど塚本議員からもご説明がありましたけれども、まずフレイルとは、筋力的な身体的要素、認知症や鬱などの精神的要素、独居や経済面などの社会的要素の3つで構成され、健康な状態と介護を要する状態の中間的な段階とされております。加齢に伴って心身が衰え、徐々に介護が必要になる可能性が高い状態とさえるため、3つの要素を踏まえた多面的な視点から適切な治療や予防を行う必要があります。

当町といたしましても、近年の介護給付費用が8億円前後で推移する中、介護を要する状態にならないようにと従前から介護予防事業を取り進めております。現在主な事業で言いますと、生きがい交流センターで週3回実施しているいきいき健康教室や町内12か所の集会施設において月1回実施しているころばん塾などに取り組んでおります。今後におきましては、これまでの事業内容における課題や問題点を踏まえながら、介護保険拠点整備事業で整備した集会施設等を中心に、開催場所の増加、専門の外部講師を招いた運動指導、また、対応している職員数にも限りがありますが、各町内会や老人クラブ等を中心に、これまで以上に自主的な活動を実施していただけるようなアプローチを行ってまいりたいと考えております。

更には、検討課題ではありますが、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリ職による指導も視野に入れ、関係機関等との協議を行いたいとも考えております。このほか、国の動きとして、これまでの介護予防では身体機能の向上を中心に実施しており、機能向上及び低栄養防止に向けた対策が十分ではないことから、後期高齢者医療制度でのフレイルに対する保険事業と介護保険制度での介護予防が一体的に取り組みを

行っている制度も創設されたことから、本制度につきましても実施体制の構築に向けて、関係各課において、協議を取り進めたいと考えております。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

団塊の世代があと5年ほどで70以上ですか。かなりフレイルの該当者が、対象者が非常に大きな人口の中でのウエイトを占めるというふうに認識しています。現状だけで十分足りてるのか、今後増え続けるフレイルに対して、1課だけでは当然対策は不可能と思います。担当課の連携について、この後どの様に進めていくのか。庁内でこのフレイル対策を、課をまたいだ横断的な対策チーム等があるのか、その辺について伺いたします。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

塚本議員からの再質問でございますけども、我々といたしましても先ほど町長からのご答弁ありましたとおり、今現在ですね、フレイル対策につきましては、我々が、当課が担当しております介護予防だけではなくて、健康指導の面についても強化していった方が良いということで、来年度からそれらの関係構築が、国ではしなさいという形になっております。我々もそれらを踏まえまして、現在、関係しております健康推進課さんの方とも協議を進めておりますが、如何せん、職員の体制がちょっと厳しい状況にもありますので、それらを検討しながら、早い時期に対応していけるように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(議長)

はい、いいですね。

3問目。2問目。

はい、塚本議員。

「塚本議員」

課を横断した全庁的なチームを作りながら、きっちり対応して頂きたいと思います。それでは2問目に移らせていただきます。
新学習指導要領の全面実施、これは小学校ですが、これについて伺いたします。

新しい学校指導要領が、移行期間を経て、次年度の4月から小学校で全面実施となります。保護者の関心事である指導要録。これは通知表、調査表とも言いますが、これも改善されると伺っております。どこがどう変わるのか、非常に児童はもちろん、保護者にも説明していく必要があると考えますが、教育委員会の考え方を伺います。

(議長)

教育長。

「教育長」

学習指導要領の改定による指導要録等の変更点についての質問でございます。

来年度から実施となる小学校の新学習指導要領による指導要録については、あらたな項目として、5、6年生の外国語科。全学年の特別の教科道徳。3、4年生の外国語活動の記録が加わります。外国語については、3つの観点別評価と評定に、道徳科は学習状況及び道徳性にかかる成長の様子の記述。外国語活動の記録は、3つの観点から、顕著な様子を記述することになります。また、評価の観点がこれまで4つの観点で評価していたものが、これからは全ての教科において、1つ目が知識、技能。2つ目が思考、判断、表現。3つ目が主体的に学習に取り組む態度。これら3つの共通した観点で評価することになります。加えて、一定学年を除き、総合評定が加わることになります。

指導要領の大きな変更点は以上でございます。

通知表についても、指導要録の評価項目をそのまま活用し、変更をします。大きな変更点は、5、6年生の外国語が現在の通知表では記述式であったものが、観点別評価に変更となる部分です。児童、保護者への周知については、各小学校で来年2月か3月に参観日の際の全体懇談会で説明します。また、来年4月の全体懇談会で再度説明し、合わせて同様の時期に、学校だよりにて説明する予定となっております。

以上、よろしく願いいたします。

(議長)

はい、塚本議員。

「塚本議員」

来年4月からの実施ということで、評価はその夏休み前ということで、十分時間がありますので、児童、保護者に十分、これらの改善点の部分を理解できるように周知方よろしく願いしまして、私の質問を終わります。

(議長)

答弁いいですね。

「塚本議員」

はい。

(議長)

はい。以上で塚本議員の一般質問を終わります。

次に飯田議員の発言を許可いたします。

「飯田議員」

議長。

(議長)

「飯田議員」。

「飯田議員」

おはようございます。

私は第4回定例会にあたりまして、3問5項目につきまして質問をいたします。

第1問目でございます。防災ハザードマップの見直しと避難場所についてであります。去る台風19号や胆振東部地震では、河川の氾濫や土砂災害等、各地で甚大な被害が発生をしたところであります。当江差町においても、中小河川も多く、また、急傾斜地等の大変危険な地域も多く、多くの町民から不安の声が寄せられているところであります。国の方におきましても、浸水想定区域の見直しを進めており、江差町においても洪水ハザードマップの見直しや改定が急がれますが、今後の対応や作成時期を伺いたいと思います。

次に2点目ではありますが、現在のハザードマップで指定されている避難場所につきましては、洪水、浸水災害に適していないと思われる箇所も見受けられる場合であります。早急に見直しをして、河川流域付近の住民に周知を図るべきと考えますが、町長の所見を求めたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

飯田議員の1問目、ハザードマップ及び避難所に関してのご質問にお答えをいたします。

最初に河川の浸水予測範囲の設定状況についてお伝えしたいと思っております。

厚沢部川では確定したものとして公表されておりますが、予測範囲が拡大されている状況の他、2級河川の鯀川、田沢川では、函館建設管理部で簡易的な手法かつ概略で示された予測範囲が、確定ではないとしたうえで作成されております。一方で町管理の普通河川は、現状ではシミュレーションもされていない状況にあります。このような状況の中、ハザードマップにつきましては、本来であれば変更が生じた場合、すぐにでも周知すべきものと考えるところでございますが、現状での対応といたしましては、厚沢部川の他、鯀川、田沢川での予測範囲を年内に、それぞれの流域町内会への説明と予測範囲を示した図面を提供することとしております。

進捗といたしましては、1町内会ではありますが、防災講習会開催時での説明を終えていることに加え、2町内会長への説明をさせて頂いており、各々の流域の住民の皆様にも年内を目途に、予測範囲を示した図面を個々に配布して、大雨対策に備えての注意喚起をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、町管理の普通河川の予測範囲は示されていない状況ですが、川が氾濫して危険であることを前提として、住民に周知する必要があると考えますので、函館建設管理部での簡易的な手法を参考に、町管理の普通河川予測範囲の設定についても、取り組んでまいりたいと考えております。

以上の事から、ハザードマップ本体の改定につきましては検討中ではありますが、浸水予測範囲、避難場所等での新たな設定や修正があった場合には、スピード感を持って住民の皆様に周知することに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

次に、避難場所、避難所に関してですが、現在の避難所選定は町管理、普通河川の予測範囲が示されていない中での選定でありましたことから、川が氾濫し危険であることを前提とするならば、現状の河川流域にある避難所の見直しが必要となります。

また、現状の避難所には、全てと言っていいほど、公共施設を設定しておりますことから、民間施設を活用させてもらわなければなりません。河川流域にある現在の避難所に代わる民間施設への打診も含め、見直しについて取り組んでまいりたいと考えております。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

それでは再質問させていただきます。

ただいま町長の方から、厚沢部川、鯀川、田沢川については年内を目途に町内会、関係者に周知を図っていく。そういう答弁がありました。町内の町管理河川につきましては、その避難場所等々含めまして、今後検討していく。そのようなお話がありました。

この件につきましては、先の決算委員会でも指摘をさせて頂きましたし、今日の決算委員長の方から意見として提案されております。

私は通告に基づきまして、町内の町管理河川の箇所を指定してですね、果たして避難場所としてそれが適当なのか。今町長の方からもそういう指摘がありましたけれども、例えばですね、指定緊急避難所、これはグラウンド、広場等をさして、町が指定をしております。旧日明小中グラウンド海拔7.9メートル。えぞだて公園海拔9.5メートル。運動公園7.7メートル、海拔です。例えば、豊川町のえぞだて公園、指定緊急避難所に指定をされておりますけれども、あの場所はですね、私の記憶では15年ほど前に、やはり大雨災害の時に、豊川川が氾濫して、あの箇所はですね、通称夏原さんの沢からの子川が合流して、過去にも川があふれて浸水した経緯があるわけなんですよ。そういう場所をですね、やっぱり、このハザードマップで指定緊急避難場所という指定をして、それで大事な町民の命を守れるかという疑問なんですよ。これはですね、やっぱりスピード感を持って、その周辺に町の公共施設が無かったら、町長の答弁にもありましたとおり、やはり具体的にやっぱり民間の、そういう該当する施設があったらですね、スピード感を持って、そういうような避難場所の指定をして、町民に周知を図るべきだというふうに思います。

例えば、指定避難所、これは公共的な建物を指しております。五勝手生活館海拔5.6メートル。豊川会館、これはまあ旧保育園でございますけれども、まあ例えば五勝手生活館につきましても、確か7年ほどの被害で、10年確率の降雨強度をも耐え得る護岸普及工事がありますけれども、この両施設もやっぱり川のそばにある避難所なんですね。津波の場合。最近多いやっぱり大雨災害による川の決壊等々に含めまして、対応できるような場所ではないと思うんですよ。このことを、こういう実態をきちんとやっぱり踏まえて、早急にやっぱり避難場所、それらの見直しをする必要があるというふうに考えますが、答弁を願いたいと思います。

(議長)

はい、総務課長。

「総務課長」

ただいま飯田議員の方からご質問頂きました。河川流域付近の避難所の関係ですけれども。議員おっしゃる通り、今般の台風19号、これによって川が氾濫し危険な状態にあったという現状からですね、流域にある避難所を見直すべきということにつきましては、議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。その中で、ご質問がありました五勝手生活館、更には豊川会館、まあ保育園ですけれども、ここの現状をどうするんだというところでの答弁をしたいと思っております。

まずは五勝手川では、五勝手生活館指定しておりますけれども、その川の北側ではで

すね、既に指定している南が丘小学校であったり、また、5月に訓練をさせて頂きました南が丘ふれあいセンターを考えております。ただ、南側の方にもですね、指定済みの砂川浄水場を利用して頂きたいことは、事務レベルでの協議をしておりますし、また想定もさせて頂いているところでございます。

次に豊川町、豊部内川の関連ですけれども、老人福祉センターが初めから不適切であったと。それと旧豊川保育園は指定はしているところでございますが、議員おっしゃるとおり、決算審査特別委員会でのご提案もありましたところでございますけれども、具体的にはあすなろ学園所有の旧南高校の指定に向けた打診を早急にするべきではないかと、いうところでございました。結果といたしまして、打診はさせて頂きました。でも結果といたしましてはですね、内諾を得たところでございます。今後につきましては、指定の時期等々を再度協議はさせて頂くことになろうかと思っておりますけれども、道への報告、更にはこれらが終了した段階で、他にも想定される施設とともにですね、指定に向けた作業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい、ありがとうございました。

それでは2問目に移ります。

横山家の再開に向けて、現状と今後の課題についてであります。

この問題につきましては、私自身、3回目の一般質問であり、また今定例会においては、他2名の議員からも質問が出されております。このことは、町内での町民の方々を含めまして、観光客も含めまして、大変こう再開に向けた関心、要望が多い問題であるわけでありまして、本当に再開が急がれる時代であります。横山家当主敬三氏が逝去され、その後閉館して2回目の冬を迎えようとしておりますが、建物自体の棄損も進み、大変危険な状況にあるわけでありまして。横山家からの総意として、町に対して提案が出されておりますが、これ以上の回答の先送りは許されるものではありません。町としての対応と方針を伺います。

2点目ではありますが、昨年第3回定例会では、教育長からこれからも協議を重ね、再開の可能性を検討してまいりますとの答弁を頂いたところであります。その後一年が経過したところでありますが、その後の建物等の調査内容や横山家との交渉内容を伺いたいと思っております。

更にはこの間、札幌の法人や財団と交渉協議されたとの情報がありますが、その内容をお聞かせ願えればと思っております。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

平成30年4月に故横山敬三氏が逝去して、した以降、敬三氏の長兄でございます、奈良県の横山弘氏とこれまで、横山家の再開に向けた話し合いを何度か行ってまいりました。横山家側からは町に対する提案、要望でございますが、まず1点目は、国の重要文化財指定に向けた動きを進めてほしい。2点目は、横山家の保存活用に向けた町の計画を示してほしい。その際、公の手で長く維持してほしい。また、短期的、長期的な視点で計画を示してほしい。そのうえで計画を見て、一部を寄付するか、あるいは全部を寄付するか考えたい。そして、3点目については、出来る限り早期に目途を付けてほしい。大きくはこのような要望でございました。それに対しまして、町としては、まず1点目は、現時点での所有者不在の個人建物であるため、所有者を確定するための相続登記を進めてほしい。2点目は、道指定有形民俗文化財であることから、所有者変更届を道に提出してほしいとの要望を伝えております。それらが完了した後、保存活用策について町に委ねていただけるのであれば、寄付をして頂きたいといった交渉を続けてきました。

双方の考え方が相違していることから、これまで交渉が進んでこなかったことが、現状でございます。しかし、このままでは貴重な文化遺産がますます老朽化していくことから、今後は国の重要文化財指定に向けた可能性を探っていくとの考えで、北海道と連携しながら協議を進めていく方針で、横山家と協議をしてまいりたいと考えております。

しかし、国の重要文化財は、ご存知のとおり申請主義ではございませんので、指定となるかどうかは未知でございます。また、時間的にかかること。更に横山家の調査報告書を作成し、国に提出することなどが条件となっております。横山家側とはこのような過程があることを踏まえてですね、年度内に改めて協議をしてまいりたいと考えております。

それから、平成30年第4回定例会以降の調査内容と交渉経過及び他団体等との交渉過程等の内容についての質問でございます。

1月28日に道教委を訪問し、今後に向けての意見交換をいたしました。それから2月18日には横山氏と教委側で面談協議、2月20日には町長と横山氏と協議を行いました。その後、9月に入り、横山氏と電話で協議をしたところ、町の計画が決まらない限り帰省する予定はないとのことから、横山氏との交渉は現在に至っております。

次に他団体等との交渉及び内容でございますが、これまでコンサル会社2社が視察に訪れましたが、具体的な提案等には至っておりません。いずれも外部の会社や団体が入

る場合は、横山氏の許可は得ております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

それでは再質問をいたします。

ただいま教育長の方からですね、大変こう前向きな、道教委また文化庁の方に打診を
してまいりたい。一步も二歩も進展した答弁をいただきました。

町長ですね、文化財保護という観点でただいま教育長から答弁いただきました。観光
振興ということで考えればですね、これやっぱり江差にとってはですね、日本遺産認定
を受けた町としてはですね、なんとしてもやっぱり再開し、保存していかなければなら
ない私は施設横山家だというふうに認識をしております。教育委員会でそういうような
前向きな答弁をした以上、少なくとも新年度では調査費位はつけてですね、全身してい
く。どうして首傾げるんですか。必要があると思うんですよ。当然、予算執行は執行権
町長にあるわけですから、教育委員会からそれなりのやっぱりアクションはあると思う
んですよ。新年度予算編成に向けて。その辺の考え方は、町長いかがですか。

(議長)

はい、副町長。

「副町長」

今あの交渉段階での道の文化財指定という建物の、そのまあ交渉過程もあるんで、教
育長が答弁したのは事実でございます。いずれにしても、観光振興の面で横山さん
側の、横山家の利活用なる内容はどう考えているのかということ、十分承知をしてござ
いますけれども。教育長が答弁したように、いろんな、国の重文にしてほしいとかいろ
んな条件があるわけですがけれども、繰り返しますけれども、今教育長の方から国の重文
の可能性も追求する話と、調査報告、そうなる調査報告なるものも必要。いわば調査
が必要になるということなんです。で、その前段で、年度内には教育委員会サイドで、
本日この定例会で教育長が述べた内容の部分で、横山さんと協議をした。その結果を踏
まえて、今現在ですよ。その結果を踏まえて、どういう返答がくるかということはず
ね、まあ、これは教育委員会と共有してございますけども、年明け、どの段階になるか
はあれですがけれども、こういう交渉でしたと、こういう話し合いでしたということ踏
まえて、全員協議会等の場できちっと少し、腹割ってご報告を申し上げたい。そのう
えで仮に今、教育委員会が描いているそういったところで横山さんが、どういう方向に
なるかを踏まえつつですね、国に可能性を探るとすれば調査が必要になるということ

ございますので、それらがどのように予算化するかということについては、次の段階で考えたいし、それらが一定程度進まないとはですね、町としても観光のためにこういうふうに使いたいとか、このようにしたいとかという、今までは民間の部分ではあったんですけど、今度は公共に仮になるとするならば、安全性の問題やら利活用の部分でどうするかということが次に描く部分でございますので、前段としてまず教育長の答弁内容でございますので、ご理解下さい。はい。

(議長)

いいですね。

「飯田議員」

はい。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただいま副町長から答弁頂きましたので、後段2名の議員からも同じような質問がありますので、そちらの方での議論も期待して、横山家についてはこれで閉めたいと思います。

(議長)

はい3問目。

「飯田議員」

それでは3問目であります。

江差小学校の防水改修工事と市街地2小学校のあり方についてであります。

江差小学校は40年以上が経過をしております。耐震工事も終え、校舎としてはまだ十分に活用できる校舎であります。ただ、屋上部分につきましては、相当劣化が進み、雨漏りもひどく、改修には多額の工事費が予想されることから、今後の改修予定、改修計画について伺いたいと思います。

合わせまして、資料にも頂きましたが、今後の小学校の児童生徒数も減少し、特に南が丘小学校の児童数の推移につきましては、ひとクラス10名を切る学年も大変多くなり、複式学級への移行も予想されます。江差小学校、南が丘小学校の再編統合もあり得ると考えますが、教育長の所見を伺いたいと思います。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

まず、江差小学校の防水改修工事についてのご質問でございます。

平成30年第4回定例会において、社会文教常任委員会、学校施設に関する事務調査での報告にもございました。学校施設の雨漏りについては早急に対策をとる必要があるとの意見が出ておりましたし、教育委員会としても学校施設整備の中では、江差小学校は最優先の箇所と考えております。江差小学校の雨漏りにつきましては、屋上を全面的に改修しなければ改善しないものでございます。快適な教育環境の整備は必要不可欠であり、議員がおっしゃるように多額の工事費が見込まれますので、早急に改修計画をたて、整備を図ってまいりますので、ご理解を願いたい。お願いいたします。

次に、江差小学校、南が丘小学校の再編に係る将来展望はとのご質問でございますが、現在の児童数は、江差小学校144名、南が丘小学校68名となっております。普通学級それぞれ6学級ずつとなっております。

今後の推移でございますけれども、児童の数は徐々に減少していく傾向となっております。推計では7年後の令和8年度では、江差小学校、南が丘小学校合わせて現在の児童数より64名の減、3割の減となる見込みでございます。

現時点では、統合については考えておりませんが、児童の減少により、南が丘小学校での複式学級が予想されることから、今後、学校関係者、保護者、地域住民の意向も伺いながら、方向性について検討していかなければならないものだと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、飯田議員。

「飯田議員」

江差小学校の防水工事につきましては了解、理解いたしました。

ただやっぱり今後の児童生徒の推移によりましての、いずれかの時点でこの再編という問題が、委員会じゃなくて、地域、学校関係者、親御さんからの声上がる時期があると思います。ただ、やっぱり難しいですよ。なかなか学校再編っていうのは政治的な問題も絡みます。軽々に教育委員会として話せる問題ではないと思いますけれども、ただ現実にはですね、これだけ生徒さんが減って、複式学級、特に南が丘小学校の場合ははっきりもう複式学級が想定されるわけですね。これはですね、例えば一つの基準として、何名を割った場合に複式学級になって、それが何年あたりから想定されるのか。その点についてお答えいただければと思います。

(議長)

いいですか。学校教育課長。

「学校教育課長」

複式学級の基準というご質問でございます。

小学校の場合ですね、複式学級の基準が2年生以上の学年の二戸学年、合わせて16名以下という部分で複式学級という形になります。

また、1年生を含んだ場合の二戸学年については8名以下が複式学級になるという基準となっております。

現在の児童数でこのまま推移していきますと、来年度南が丘小学校の2年生と3年生、今の1年生と2年生ですが、来年の2年生、3年生の人数的には15名。普通学級の児童について15人ということになりますので、転入時の状況で、これが回避されることも予想されますが、今のまま進むと複式学級になるという可能性はございます。

「飯田議員」

はい、終わります。

(議長)

いいですか。

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

次に萩原議員の発言を許可いたします。

「萩原議員」

議長。

(議長)

「萩原議員」。

「萩原議員」

今回私一般質問、3項目について質問させていただきます。

まず1項目目。商店街の活性化についてでございます。商店街の活性化につきましては、昨年の12月議会において一般質問させていただきましたが、その後の検討状況等について3点質問いたします。

まず1点目。愛宕町商店街と法華寺通り商店街の商業拠点化について、現在どのような議論がなされ、今後どのように具現化されるのか。

また、2点目。既存商店改修等への一部助成について、現在どのような議論がなされ、今後どのように具現化されるのか。助成のイメージを含めお知らせください。

3点目。一つ目、二つ目の施策について、現在策定中の第6次総合計画における位置づけはどのようになっているか。また、令和2年度予算への計上をどう考えているのかご質問いたします。

「町長」
議長。

(議長)
はい、町長。

「町長」

萩原議員からの商店街の活性化に対するご質問でございます。

愛宕商店街と法華寺通り商店街の商業拠点化についての議論でございますが、本年1月に開催いたしましたまちづくり懇話会のほか、それぞれの商店街の方々と産業振興課職員が懇談の場を設け、今後における商業拠点としての商店街の維持、賑わい創出等についてご意見を頂いたところでございます。その中で商店街が直面している課題といたしましては、後継者問題、施設、店舗の老朽化等のご意見がありました。商店街が町に支援を求めるものといたしましては、冷凍庫や冷蔵庫の設備の入れ替えや店内照明のLED化等の改修、外壁の修復や店舗のリフォームへの支援要請が主なものでございました。更に商店街の維持につきましては、いずれの商店街も後継者問題に苦慮されており、既存商店の後継者が商店に戻る。あるいは新規参入者を迎えるためには、商店街の20年後、30年後のビジョン策定が必要ではないかとのご意見も頂きました。

町といたしましては、これらのご意見に対し、どのような対策がとれるのか、具体的な商店改修への一部助成制度設計について、商店街の皆様や江差商工会とともに、より踏み込んだ議論が必要であり、協議の場を加速して対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、現在策定中の第6次総合計画の位置づけと予算化のご質問でございますが、商店街の拠点化は重点施策に位置づけてまいりたいと考えております。商店街から頂いたご意見をもとに、令和2年度の予算化に向け取り組めるものから手立てを講じていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)
はい、萩原議員。

「萩原議員」

はい。ただいま答弁頂きましたが、前回ですね、質問したときには、イベント回数を増やして町民の皆様に商店街に足を運んで頂きたいというようなご答弁がございましたが、実際にですね、この愛宕町または法華寺通り商店街と、そのイベントについての議論はされたのでしょうか。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

はい、産業振興課長。

「産業振興課長」

昨年ですね、答弁の中で、各商店がイベントを実施するものに対して支援を実施していきたいというスタンスについては、昨年から江差町としては一切変わってはいませんが、なかなかですね、商店自体がですね、商店街自体が、なんというんですかね。高齢化含めて、力が衰えてきているというようなこともありまして、なかなかイベント自体がままならない状況があると。イベントに対しては、これまでもがんばる商店街応援の、支援ということでの支援をしてきておりますけれども、その支援を頂きながらもやはり人的な問題でですね、イベントの開催が危ぶまれてきている状況があるということです。そういう中で、町単独としましても、町自体でこう支援をするというものにも若干、なんというんですかね。当初言ってたような回数を増やしてという部分では、難しいものがあるのかなというふうには、私達も感じております。ただ、各商店街自体がですね、どうしてもイベントというと人が出てきて、なんかお祭りの的なものをやるようなイメージがございましてけれども、そうじゃない、もっと購買の方に力をいれる。一般的な商売をしながらもできるイベントなんかも、これからあり得るというふうに思ってますんで、この辺はまた既存の商店街の皆さんとですね、相談しながら、どのようなイベントができるのか相談して、それに対して町としてどのような支援ができるのかということですね、今後追求していきたいなというふうに考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

いいですか。

はい、萩原議員。

「萩原議員」

わかりました。それでですね、再々質問なんですけれども、11月6日に行われた商業のまちづくり懇話会に私も出席しましたけれども、その資料になんか、資料に今後の取り組む施策等についてということで、キャッシュレス化に取り組む、取り組みに対する支援とありました。確かに消費者側には、本当にキャッシュレス便利だなと、私も使っております。10月の増税以降、江差町にも何店か増えたのかなと、キャッシュレスを使える店が増えたのかなと思っております。ただ、店側にとって今は国の支援がありますけれども、手数料も、また現金化されるまで時間がかかるという問題もあるようでございますが、キャッシュレス化についてどのような支援をしたいと考えておりますか。

(議長)

はい、産業振興課長。

「産業振興課長」

商店街との協議と合わせましてですね、実は江差町にある追分カード会の方ともですね、実は懇談をさせて頂いております。カード会のご意見といたしましては、利用される方自体ですね、かなり高齢化されてきてて、キャッシュレスというよりは、やはり現金で買い物をしたい方がいまだに多くを占めているんだと。ですから、なかなかキャッシュレスへの移行というのは時期尚早ではないのかというようなご意見も頂いております。ただ、私どもは、やっぱり国の動きからしますと、みましてもですね、これからはキャッシュレスが急速に進んでいくんでないのかというような感覚を持っていますし、この制度自体をですね、活用しながら、江差町もこの時代に乗り遅れない形でですね、お客様をなんとか江差町内で買い物できるような環境を作っていくという部分で考えると、やはりキャッシュレスも並行してですね、取り組んでいかなきゃならない問題だろうというふうに町としては認識しております。今年度については、まだ考え方に、カード会と町の考え方に隔たりはありますけれども、まずは勉強しながらですね、江差町にとってどのようなキャッシュレス化が良いのかということをしてですね、まずは模索して、そのあと町民の意見等も聴取しながらですね、制度を検討してまいりたいなということでございます。また、現段階においては具体的な形は考えておりません。以上でございます。

(議長)

萩原議員。

「萩原議員」

それでは2項目目に入ります。

公設卸売市場の運営についてであります。本年6月に開催された全員協議会において、町長から江差青果卸売市場株式会社の経営状況や新たな枠組みにより、仕入れの仕組みを検討したいと説明がありましたが、現時点での検討状況について5点ほどご質問いたします。5点質問いたします。

1、江差青果卸売市場株式会社への来年度以降の支援についてどうなっているのか。

2点目、江差青果卸売市場株式会社が廃業した場合には、町にどのような影響があるのか。産業資金の貸し付けや町の小売に対する影響等についてでございます。

3点目、新たな枠組みによる仕入れの方策の検討状況についてどうなっているのか。どのように考えているのか。

また、3番目に言いました、上記の3に対し、町として支援する考えがあるのか。

5番目、場合によっては江差町として公設市場の閉鎖も考えているのか。5点について質問いたします。

「町長」

議長。

(議長)

はい、町長。

「町長」

萩原議員の公設卸売市場の運営についてのご質問でございます。

最初に現時点での検討状況と、来年度以降の支援についてご答弁させていただきたいと思っております。

本年6月4日に江差町議会全員協議会を開催して頂き、江差青果卸売市場株式会社の概要をこれまでの江差町の江差青果卸売市場株式会社に対する支援経過等についてご説明をさせて頂きました。江差青果卸売市場株式会社への来年度以降の支援につきましては、現在の運営手法では経常赤字を避けることはできず、江差町単独での支援についても限界に達していることから、現状の運営手法に対する助成については、今年度で打ち切らせて頂くこととしております。また、現状の運営手法に代わる新たな仕組みについては、江差青果卸売市場株式会社や仲卸組合等の関係者と検討を行うことでご報告させて頂いております。その後の江差青果卸売市場株式会社独自の取り組みとして、金融機関や会計事務所、江差商工会といった経営に対する専門的知識を有する方々に集まって頂き、市場の運営検討委員会を設立し、効率の良い新たな運営方法の検討を行っております。また、江差商工会の経営安定相談事業を活用し、会社の再生について函館在住の弁護士へ相談を行うなど、多方面からご意見を頂いております。江差町といたしましても、検討委員会への参加や関係機関、取引のある各町と新たな支援策の検討や共同の支

援の有無について、協議検討を重ねてまいりました。しかし、江差青果卸売市場株式会社からは効率の良い新たな運営方法による再生計画が、来年度の予算措置の時期を迎えている現時点においても示されていない状況にあります。

次に、江差青果卸売市場株式会社が経営を継続できなくなり廃業した場合の影響並びに新たな枠組みに対する支援についてのご質問でございます。小売店や生産者への影響はもとより、これらの小売店を利用している地域住民が買い物困難者となる懸念もあり、地域経済や住民生活へ打撃となることが懸念されております。新たな枠組みによる仕入れ方策の検討状況や町としての支援の考え方につきましては、江差青果卸売市場株式会社との協議と並行し、10月から仲卸組合の江差の小売店を中心としたメンバーで、江差青果卸売市場株式会社の存続が困難となった場合の新たな仕入れ体制を検討しております。江差町といたしましては、卸売市場株式会社や仲卸組合の江差の小売店より、新たな仕入れ方策や体制の報告を受けた場合につきましては、内容を精査したうえで、町としての支援について検討してまいりたいと考えております。また、公設市場の閉鎖についての考え方についてのご質問でございますが、効率の良い新たな仕入れ方策や体制が定まり次第、公設市場のあり方を改めて検討させていただきたいと考えております。新たな運営手法及び支援策が整理されましたら、改めて議員の皆様にもご協議をさせて頂きたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、いいですか。

萩原議員。

「萩原議員」

今の答弁の中に仲卸組合との色々な会議を行っているとのことでございます。今まで本当に卸売市場、年間大体300万位の赤字になっております。今後新たな仕入れ等を考えるとといった場合にも、なかなか厳しいんじゃないかなど。経営的に厳しい状況になるとは思いますが、その厳しいような状況を、なんと言ったらいいんですかね。厳しいような状況になると私は考えますが、卸売組合では、どのような前向きなというか、新しい仕入れの方策について意見があるのか、ご答弁をお願いします。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

市場自体のですね、経営が厳しいのは前に議員の皆様にもお知らせしたとおり、非常に厳しい状況。平成30年度では350万の助成をしましたし、令和元年度においては

500万を支援をしていく予定で現在取り進めをさせて頂いている状況です。先ほど町長の方からご答弁させて頂いたとおり、令和2年のですね、予算に向けた、今取り組み、庁内ですね、取りまとめしている、予算を取りまとめしている状況でございますけれども、その中であってまだ、改善計画が出されてきていないという状況にありますから、これは予算に間に合わなくなる可能性があるということですね、市場を利用されている仲卸組合の皆さんと別途協議をさせて頂いて、万が一の時のためにも、やはり困る、一番困る皆さんでございますので、この方々で協議をして、どのようなそれに代わる手法を取れるのかということ、早急にご検討いただきたいんだということですね、仲卸組合の皆さんが集まってですね、協議をさせて頂いているということです。まだ協議の内容についてはですね、私達も随時確認はさせて頂いておりますが、まだ公表するような段階ではございませんので、また今後ですね、早急に案を練って頂きたいなど私達も思っておりますし、他人ごとではなくて町としてもですね、その中に積極的に介入しながらですね、新たな仕組み作りの支援をさせて頂きたいというふうに考えてございます。以上でございます。

(議長)

いいですか。

「萩原議員」

はい。3問目に入ります。

(議長)

3問目ですか。

「萩原議員」

はい。

(議長)

はい、萩原議員、先ほど飯田議員もですね、横山家の問題について質問いたしました。それを省いて質問をお願いしたい。

はい、萩原議員。

「萩原議員」

はい。北海道指定民俗文化財横山家についてでございます。先ほど、飯田議員も質問されましたが、質問通告通りに質問したいと思います。

昨年の12月議会において一般質問させて頂きましたが、その後の状況について2点

お伺いします。

現状と今後の見通しについて、江差町としてのスタンスと進展はあったのかということについてでございます。

2点目は、建物等について、ハネ出しを含め老朽化しているが、この現状をどう捉えているのか。2点ご質問いたします。

(議長)

はい、教育長。

教育長、手短かに答弁。さっきと同じことになるから。

「教育長」

1点目。横山家の現状と今後の見通しについてのご質問でございます。飯田議員の質問でお答えした通り、横山家側からの町に対する提案要望と町からの提案要望について、双方の見解が相違している現状にあります。そのため、このままでは貴重な文化遺産が益々老朽化をしていくことに鑑み、今後は国の重要文化財指定に向けた可能性を探っていくとの考えで、北海道と連携しながら、文化庁と協議を進めていく方針で、横山家と協議を進めていきたいと考えております。

しかし、国重要文化財はご存知のとおり、申請主義ではありませんので、指定となるかどうかは未知でございます。また、時間的にかかること。更に横山家の調査報告書を作成し、国に提出することなどが条件となっております。横山家側とはこのような過程があることを踏まえ、年度内に改めて協議してまいりたいと考えております。

次に、建物の保存について、ハネ出しを含めて老朽化している。この現状をどう捉えているのか、というご質問でございます。ハネ出しを含め、建物が全体的に老朽化していることは過去の調査からも認識しております。そのために、保存にあたっては、早急に修繕などの対応が必要であると考えております。しかし、修繕にあたりましては、個人所有の建物であり、町が個人所有の建物に手を加えることは難しいと考えております。このような点も踏まえ、横山家とは引き続き協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですね。

以上で、萩原議員の一般質問を終わります。

「小野寺議員」

議長、動議。

(議長)

はい。

「小野寺議員」

休憩。若干休憩。

(議長)

いや、なんかあるの。

「小野寺議員」

いや、全体的に。

(議長)

全体的に。

休憩。

したら、小野寺議員、休憩。休憩で良いんですね。

若干、休憩。暫時休憩。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

次に小梅議員の発言を許可いたします。

「小梅議員」

はい、議長。

(議長)

小梅議員。

「小梅議員」

さっそく質問に入らせて頂きます。

文化財の保存と伝承についてお尋ねいたします。江差町は北海道初の日本遺産認定となり、今年は姥神大神宮渡御祭が北海道の無形民俗文化財の指定を受ける等、文化遺産が多くある、誇るべき町でございます。それに伴う古文書等もたくさんあることから、資料の整理、調査、あと研究、解説等を行う専門家、学芸員資格を有した職員の増員が

必要だと思われるんですが、その辺いかがでしょうか。

それと、最近、国の内外において、火災による文化財等大切な物の消失があちこちで起きていますが、江差町では文化財及び施設にどのような防火対策が講じられているのか、お聞きいたします。

(議長)

教育長。

「教育長」

学芸員資格を有した職員増についての必要性と、文化財施設等に対する防災対策は講じられているのかという質問でございます。

最初に、学芸員の増員についてですが、ご質問にあったとおり、江差町は北海道の中で最も早く開けた地域で、数多くの有形無形の文化遺産があり、どれもが江差町にとって大変貴重な財産であります。そのため、開陽丸遺物などの考古資料や古文書などの歴史資料。民具や漁具などの民俗資料をはじめ、13万点以上の膨大な資料が保存されております。議員ご指摘のとおり、この大部分が未整理となっており、中には歴史的に貴重な資料も存在していると思われますので、今後とも調査を進めていく必要があります。

現在、学芸員としての1名の職員を配置しておりますが、主な業務として、博物法に基づく博物館活動、文化財保護法に基づく文化財の保護活用。文化芸術基本法に基づく文化振興となっております。非常に広範囲の業務となっております。その中で、古文書等の調査整理するための博物館活動の業務が手薄となっているのが現状であります。そのため、学芸員確保の必要性は十分に認識しており、今後増員に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、文化財施設等の防災対策は講じられているのかという質問ですが、現在、江差町教育委員会が管理している文化財建造物は、旧中村家住宅、旧檜山爾志郡役所、旧関川家別荘の3施設があります。旧中村住宅の消防設備ですが、消火器8本、屋内消火栓3基、自動火災報知機、漏電火災警報装置、非常通報装置を設置しております。旧爾志郡役所では、消火器14本、屋内消火栓3基、自動火災報知機、避難はしごを設置しております。旧関川家住宅では、消火器6本、自動火災報知機、漏電火災警報装置を設置しております。いずれの施設も消防設備については、町内業者と保守点検業務委託を契約し、年2回の機器点検と年1回の総合点検と実施しております。また、毎年1月25日の文化財防火デーに合わせて、江差消防署の立ち入り検査と訓練も合わせて実施しているところでございます。

そのため、施設の防災対策につきましては、今後も最善を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

(議長)

はい、小梅議員。

「小梅議員」

はい。学芸員の件もなんか前向きな答えを得られまして、大変ありがたく思います。それでは2問目の方に移らせて頂きます。

(議長)

はい、2問目。

「小梅議員」

空き店舗の活用支援策についてでございます。

私も萩原議員と同じく、昨年12月第4回定例会にて、商店街の拠点化による賑わい作りとコミュニティについて質問させていただきました。その中で、空き店舗に新たな賑わいの創出が出来るように、創業支援事業計画を策定すれば、色々な支援が受けられる国の制度があるので検討し、進めていきたいとのご答弁を頂きました。その制度の内容とはどういうものか。そして、その利用はうまくいっているのか。もし、その事例があったら教えてほしいと思います。

また、その制度は、ボランティアでの利活用でも対象となるのかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

(議長)

だれだ。はい、町長。

「町長」

小梅議員からの空き店舗活用支援策についてのご質問にお答えいたします。

創業支援事業とは、中小企業庁が地域の創業を促進するため、市区町村が民間事業者と連携して創業支援を行う取り組みを支援するもので、具体的には市区町村が中心となって、地域と連携する創業支援事業者と創業支援事業計画を策定し、これを国が認定することで、補助金をはじめとした関係省庁の各種施策やメリットを活用できるものでございます。創業支援事業計画につきましては、江差町では平成29年に策定し、令和3年度までの5か年の計画となっております。策定のメリットといたしましては、創業者が会社を設立する際の創業計画の策定や、資金調達サポート、あるいは登記にかかる登録免許税の軽減、信用保証協会の創業関連保証枠の拡充等がございます。江差町では、江差商工会と道南うみ街信用金庫に創業支援事業者となって頂き、町と連携して創業希

望者の相談窓口となっております。昨年度までに4件の創業に関する相談があり、このうち1件が本年5月に創業しております。本事業は創業支援をすることを目的としておりますので、議員お尋ねのボランティア団体による空き店舗への支援は対象となりませんが、町独自の地域活性化に資する取り組みを支援する、まちづくり推進交付金のメニューに空き店舗等活用促進事業があります。空き店舗を活用して企業創業する際の改修費用や家賃の一部助成を行うもので、この制度につきましては、法人格を有していない団体であっても一定の条件を満たせば活用して頂けますので、個別事例につきましては、改めてご相談いただければと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

(議長)

はい、小梅議員。

「小梅議員」

今なんかその制度についてお話頂きましたが、ううんと、今一通りの説明でちょっと分かり兼ねますので、実際にあたったときには、もう一度しっかりと相談に伺いたいと思います。

それでは、3問目に移らせて頂きます。

(議長)

はい、3問目。

「小梅議員」

江差高校の3間口確保の見通しについてでございます。

今年は定員より4人少なく、2間口に減級となりましたが、その後、各関係者皆様の熱心な働きかけにより、元の3間口への願いがかなったようで、大変喜んでおります。でも、その反面、少しの不安もよぎります。というのは、確かに管内卒業中学生人数は、定員に十分達しているようですが、進路の選択はたくさんあります。様々な情報や世相の反映を感じ、悩みながらの決定権は生徒本人と親御さんにありますので、学校ではどうしようもないことかもわかりません。そんな中で、3間口確保に向けての中学校に対する取り組みとその実態、見通しはどのようになっておりますでしょうか。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

江差高校3間口確保の見通しについてのご質問でございます。

ただいまご質問にもあった通り、令和元年度の生徒募集につきましては、入学者が77名となり、現在の1年生は2学級編成になったところでございます。当初令和2年度の募集間口が1減となることが危惧されましたが、9月に北海道公立高等学校配置計画において、3間口を維持することで生徒募集することで決定したところでございます。本年度の中学卒業予定者の進路動向調査では、江差高校を第1希望としている生徒が90名おります。このまま推移しますと3間口が継続できるものと考えております。生徒募集については、各中学校では、進路指導にあたっては地元である江差高校について、丁寧な説明を行うほか、江差高校としても学校説明会等を通し、江差高校についての魅力等をピールすることにより、生徒募集について努めているところでございます。以上でございます。

(議長)

はい、小梅議員いいですか。

「小梅議員」

はい、よろしいです。ありがとうございました。

(議長)

以上で、小梅議員の一般質問を終わります。
次に大門議員の発言を許可いたします。

「大門議員」

議長。

(議長)

大門議員。

「大門議員」

私から2問質問させていただきます。

まず1問。子ども達のネットトラブル未然防止について質問いたします。平成30年度におけるネットパトロールで検出された児童生徒による不適切な書き込みは、檜山管内で23件でした。また、SNSを通して犯罪に巻き込まれる児童生徒も増加しており、江差町内の児童生徒をネットトラブルから守るため、SNS教育が必要だと思っておりますが、教育委員会として今後どのような取り組みをしていくか伺います。

また、保護者も子供のネット利用の管理、監視が追い付いていないのが現状です。関係機関と協力し、保護者向けの勉強会等、今後行う考えがあるかも伺います。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

子ども達のネットトラブル防止についてのご質問でございます。

先般、大阪市の女子児童がSNSを介して誘拐監禁された事件がございました。道教委ではネットトラブル未然防止のためのネットパトロール等業務をピットクルー株式会社に委託しております。毎月、ネット巡回パトロールをし、道立学校、市町村立学校、私立学校ごとの検出数やリスク分類別に件数が毎月報告されています。そのうち、もっとも件数が多いのは、個人情報の公開で、学校名の他にフルネームを載せた、あとは顔写真を載せたものとなっています。そのほかでは、ごくわずかですが、生徒の飲酒や喫煙に関するうわさや援助交際に関するうわさなどが全道では検出されております。このネットパトロールについては、危険度高にあたる書き込みは即日、危険度中にあたる書き込みは週に1度、危険度低にあたる書き込みは月に1度の頻度で、町教育委員会に報告がくることになっておりますが、現在まで報告がきたことはございません。各学校においても、月1回から2回、ネットパトロールを実施しております。なお、SNS等での友達同士のちょっとしたトラブル等、生徒から学校に寄せられた場合は、関係する児童生徒に聞き取りと指導を行うとともに、保護者へ説明、削除等の対応を即実施しているところでございます。また、未残防止に向けたネットワーク安全教室や入学説明会や終業式等での警察署員による安全教室等、定期的に情報モラル教育を実施しておりますし、校長会議及び教頭会議で事あるごとに児童生徒への指導、注意喚起を促しているところでございます。ネットトラブルから子ども達を守るためには、家庭内でのルール作りやフィルタリングの設定等が必要です。今年度も警察と連携し、入学説明会時に保護者生徒向けに啓発活動を実施する予定となっております。また、平成28年、29年度には、教育委員会と青少年健全育成会議の主催で、家庭教育支援事業として保護者、児童生徒向けにネットトラブルの未然防止についての講演会も実施しております。今後も必要に応じて、実施してまいりたいと考えておりますし、各関係機関からのネットトラブル防止に係る啓発資料についても、その都度、配布してまいりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、大門議員。

「大門議員」

再質問いたします。

保護者向けのネットの勉強会なんですけれども、11月に実は北海道教育局、檜山教育局の主催で、江差高校でありました。その時なんですけれども、保護者の参加者が7名、その内訳としては、高校関係者が4名で、小中学校関係者が3名でした。その中で江差町の学校、南小1名、北中学校1名でした。せっかくあの、こういう勉強会やっても、やっぱり参加する保護者が少ないので、江差町内の各小中学校、学校で開催して頂けると、保護者の方も参加しやすいと思うんですけれども、今後江差の学校内で、保護者向けのこういう勉強会とか考えありますでしょうか。

(議長)

はい、学校教育課長。

「学校教育課長」

保護者向けの勉強会ということですが、教育長も答弁しておりました。必要に応じて検討もするということですが、町内全学校の保護者を対象とするということになりますと、議員もおっしゃる通り、そんなに参加者が期待できない、限定されるというふうに考えております。で、まずは各学校で保護者が集まりの多い懇談会等での啓発の実施をしてみたいということで、先ほどのご答弁したとおりにやりたいというふうに考えております。また、特に最近SNS関連の児童生徒の事件が多いことからですね、文科省や道教委、警察等から頻りに最近も注意喚起の通知及びパンフレット等が届いております。フィルタリングの必要性等をその都度学校に周知してですね、保護者への配布等もお願いしておるところでございますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

はい、大門議員。

「大門議員」

2問目質問いたします。

学童保育について質問いたします。町内には町営のなかよし児童会とつばさ児童会、父母会運営の水堀学童保育所があります。水堀学童保育所の運営は、江差町からの補助と保育料で運営されており、保育料は町営よりも高く、親の負担が多くなっており、今後児童数も減少することから、ますます親の負担が多くなり、今以上の支援が必要と思いますが、町としてはどのように考えているのか伺います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

大門議員からの水堀学童保育所に関するご質問にお答えいたします。

水堀学童保育所の運営に対しましては、町では平成27年度から年額30万円の補助を交付してまいりました。議員ご指摘のとおり、保育料を町立学童保育所と比較した場合、水堀学童保育所は月額7千円で、町立より2千円高く設定されておりますが、受け入れ時間や開所日数を見ますと、運営母体の考え方により公立よりも幅広く柔軟に児童を受け入れていただいていることなどが、その理由の一つと考えられます。補助金の増額につきましては、現時点においては検討課題とさせていただきますが、入所児童数や運営母体の財務状況等の推移を踏まえながら、必要に応じて運営母体と協議してまいりたいと考えております。なお現在の水堀学童保育所の施設は、老朽化が激しいことから、優先的に施設環境の改善を図る考えでおりますことを申し添えさせていただきます。

(議長)

いいですか。

はい、大門議員。

「大門議員」

分かりました。以上で私の質問を終わります。

(議長)

以上で大門議員の一般質問を終わります。

次に小林議員の発言を許可いたします。

「小林議員」

はい、議長。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

私からは2点、2項目に渡って質問させていただきます。

今日、教育長は質問攻めでちょっとお疲れでしょうが、よろしくお願ひいたします。

まず1問目です。新学習指導要領の実施による通学鞆の重量について、2点質問させていただきます。

まず一つ目ですが、小学校では2020年度、中学校は2021年度に全面改定され

ます新学習指導要領についてですが、主に小学校においては、外国語活動、また、外国語が追加され、現行の授業時数が増加します。今回のこの改定により更なる教材の増加が懸念されておりますが、教育委員会としての見解を伺います。

2点目です。今回の全面改定の実施を機に、改めて現在の通学鞆の重量、携行品等、児童生徒への負担や鞆の耐久性について調査、把握すべきかと思っておりますがいかがでしょうか。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

3月定例議会でも小林議員より通学鞆の重さについてのご質問がございました。基本的にはですね、当時と変わりはございませんが、小中学校とも主要教科4、5教科の教科書については、宿題や家庭学習等で使用するため、持ち帰りすることとしておりますが、実技系の教科書や道具箱、楽器等、重量のある学習用具については学校に置いて行く、いわゆるおきべんを実施しております。新学習指導要領の実施により、教材の増加が懸念されるということですが、来年度より新たに5、6年生で外国語、3、4年生で外国語活動が加わりますが、これらについては、既に移行期間中の現在も取り入れており、教科書についてはおきべんとしております。次年度も同様の処置をとる予定でございます。よって、教科書が増えたことによる影響はございません。また、教科書が変わることにより、以前の教科書とページ数が若干増えます。最小3ページから最大32ページの増でございます。最大の32ページの教科書についても、重さで40グラム増える程度ですので、最大でも130グラム程度の増となり、ほとんど影響がないものと考えております。現在まで各小中学校において、児童生徒及び保護者から重いということでの苦情等は無いと伺っております。

次に、新学習指導要領の実施を機に、鞆の重量等の調査、把握等のご質問でございます。小学校において、新学期以降各学校でも把握が必要かと思っておりますので、鞆の重量等の調査は実施したいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

再質問させていただきます。

この間、改選期を機にですね、私も色々な方とお話しする機会がございました。保護者の方やお子さんからはそういった鞆が重いという声は上がっていないとの答弁でし

た。私今から町民の皆さんの声お届けします。お聞きください。中学校のお孫さんがいる方からは、重いんだよ。鞆のショルダー部分なんてボロボロになるから。こう聞いてます。小学生の高学年の本人からも、鞆が軽くなったらうれしいな。そんな率直な声、頂いています。4年毎に教科書が改定されておりますけれども、12年に一度、大改定される今回のスケジュールが分かっているわけなので、年々重くなる。重くなってるんですよ。重くなってる鞆の重量について、平均値だけではなくて、個々の体力、条件に合わせた対策、これから考えて頂きたいと思います。いかがでしょうか。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

教育長答弁した部分で、学校にはそういう苦情は来ていないと。議員さんの方には来てるかもしれませんが、学校の方にも確認しました。そういう苦情は1件も来てないよということでございます。また、鞆が重いことで肩が痛いとかなんだとか、そういう部分もあると思います。基本的には体が小さいということによって、その子だけ軽くするとかいうようことはできません。大きい子と同じ重さの鞆を背負うことで、体力もつくものかなというふうには感じておりますが、もし、そういう部分でですね、体に影響が出たという部分があるようであれば、学校の方に相談して頂ければですね、臨機応変に対応できるように対処指示をしていきたいと思っております。体悪いのに重いものを持ってこいと、そこまではありませんので、その部分については学校の方に相談をしていただければというふうに思います。

(議長)

はい、いいですか。

じゃあ2問目。

「小林議員」

2問目に入ります。

自治体のハラスメント防止対策についてであります。

一つ目に男女雇用機会均等法が地方自治体にも適用され、2006年改正から、事業主である自治体の長にもセクシャルハラスメント防止のための啓発や相談体制の整備、周知等の措置義務が課されています。江差町男女共同参画基本計画においても、あらゆるハラスメント防止について取り組む旨記されておりますが、要綱、指針案の作成等の履行状況及び研修等の取り組みをお知らせ下さい。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」

小林議員のハラスメント防止策についてのご質問にお答えいたします。

セクシャルハラスメント防止に関しましては、適切に対応するために必要な措置を講じなければならないものとしており、取り組みをすべきものとしては、要綱、指針の策定、相談窓口を設置、職員向け啓発資料作成周知、研修の実施が主なものとなっていることは議員おっしゃるとおりでございます。この中で、要綱、指針の策定につきましては、全国市町村では48パーセントが未策定の状況に、当町も策定に至っていないのが現状であります。これまで相談体制が整備されていないことから、把握できていない面も否めないところであり、体制が整備されることで未然の防止対策が可能となることを踏まえ、また、北海道からも必要な措置を講じ、適切な対応をすべく、通知もありますことから、当面は啓発資料の作成、周知並びに研修等の実施から取り組みをし、要綱、指針につきましても検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)
はい、小林議員。

「小林議員」

はい、再質問させていただきます。

江差町としての取り組みが遅れているということだと思います。2020年度の人事院勧告においてもハラスメント防止対策の充実、また強化が報告されております。他の自治体におけるハラスメント対策防止条例なども参考に、行政機関全体のハラスメント防止意識向上のためにも、職員のみならず、町長はじめ私達議員も含めた指針案の策定をして頂きたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(議長)
はい、総務課長。

「総務課長」

ハラスメントの中にはセクシャルハラスメント、それからパワーハラスメント、マタ

ニティハラスメント等々ございます。議員おっしゃる通り、先進自治体の中には、これらの条例を策定している自治体もあるようでございます。そういう中でですね、ハラスメントの防止だったり排除、被害者への配慮等適切な対応をするということは重要だと思っておりますけれども、その条例策定の前段階としてですね、町長答弁と重複になりますけれども、当面は啓発資料の作成周知、それから研修等の実施、これらから取り組みを務めさせていただきましてですね、要綱、指針の策定につきましても、検討をさせて頂きたいというふうに考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

以上です。

(議長)

以上で小林議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩いたします。

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

先ほど小林議員の一般質問における学校教育課長の答弁について、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長。

(教育長)

ええとですね。先ほどの小林議員の一般質問、新学習指導要領の実施による通学鞆の重量についての一般質問ございましたけれども、この中で、2問目について学校教育課長から答弁ありましたけれども、この中で若干私の方からですね、補足説明をさせて頂きたいと思います。

学校教育課長の答弁の中でですね、体が小さいことにより、その子だけ軽くするということはできません。大きい子と同じ重さの鞆を背負うことで体力もつくものと思っておりますというふうな答弁がございましたけれども、これがちょっと、誤解を招く可能性もあるんで私の方でちょっと補足説明いたします。

鞆のですね、重さにつきましては、体が小さいとか大きいことで判断するわけではございません。例えば特段の事由、障がいであるとか、怪我をしているだとか、病気だとか、そういう部分があればですね、学校の方に相談して頂きたいというふうなことと

ですね、それから、鞆を背負うことにより体力的、体力もつくものと思っておりますということについては、通学鞆を背負うことについてはですね、体力をつけるための目的ではございません。ただ、そういう効果もあれば良いなということでの発言でございます。

いずれにいたしましてもですね、今後とも、通学鞆の重さにつきましては、何を持ち帰らせるのか。何を残すのか。見直しについてはですね、保護者とも連携して改善するよう、今後もですね、努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

以上で、教育長の発言を終了いたしました。

次に西海谷議員の発言を許可いたします。

「西海谷議員」

はい、議長。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

私の方から、今議会に対しまして、3本のご質問をさせていただきます。

1点目でございます。1問目でございます。商業振興及び活性化についてでございます。これにつきましては、先ほど萩原議員からも、商店街の活性化についてということでご質問がありました。内容につきましては、私の質問内容を重複する部分が多いので、3点に分けてご質問させて頂いておりますが、1点に絞って質問をさせていただきます。

1点目のまちづくり懇話会について、1点に絞りたいと思います。まちづくり懇話会の議事要点記録読ませていただきました。改めてですね、各産業、そして各分野の課題や問題点が見えてきたいと感じております。私はこの度、第6次総合計画に向けてというようなテーマに沿って、この懇話会が開催されましたけれども、やはりこのような各分野、各産業、それぞれ垣根のない話し合い、懇談の場、協議の場、議論の場、そういう場を持つべきだと思っております。そういう意味を込めまして、これらの話し合える場を今後どのように作っていくのか、どのように考えているのか、まずお聞きいたします。

また、この度のまちづくり懇話会、全体を通してのそれぞれの問題点、課題点がありましたけれども、率直に言って、町としてどう感じていたのか、この辺2点に分けてですね、ご質問させて頂きたいと思っております。よろしくお聞きいたします。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」

西海谷議員からのご質問にお答えいたします。

質問の通告を受けておりますけれども、重複する部分は省略をされて、質問をされておりますので、今ご質問の内容に沿ってお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、商店街を取り巻く状況は消費者のニーズの多様化をはじめ、大型店舗の出店、インターネット等による商品取引の増加、小売業者にとっては大変厳しい状況にあると認識しております。まちづくり懇話会の商業分野で出席された方々のご意見といたしましては、まず特産品に関するご意見がございました。商品開発をする人材の確保、加工のための施設、商品開発の資金面や技術面の支援、ピーアールについてでございます。ニシンの活用につきましては、町民がニシンを知らない。食べ方をはじめ、もっと町民に浸透させるべきであるという一方、商品化するにはニシンは加工が難しい食材であり、技術開発していけるような体制作りが必要ではないかというご意見を頂きました。また、商店街のあり方については、商店街でただ買い物をするための商店街ではなく、活気があり来て楽しい商店街づくりができないか等の意見を頂き、そのためには江差商工会が、等の協力が必要との、江差商工会と町の協力が必要だというご意見を頂きました。いずれにいたしましても町といたしましては、商店街が自らの力で活性化策に取り組んでいけるよう支援するとともに、特に法華寺通り商店街を中心とした上町商店街、並びに愛宕町商店街区をメインに、私の任期中に賑わいと魅力のある商店街とするため、商工会や関係機関と連携しながら、空き店舗を活用した起業や、既存商店の事業を、承継を支援してまいりたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)
はい、西海谷議員。

「西海谷議員」

はい。1点。これらの意見に対しまして、町長としては、どのように感じたのかな。それぞれの意見に対してどのように感じたのか。今、いろんな意味で支援しながら町は対応していきたいというようなお話でしたんで、その通りでよろしいでしょうか。

(議長)

ん。産業振興課長。

「産業振興課長」

町長にということでしたが、私の方から答弁させていただきたいと思います。

懇談会の中で出たご意見、それと合わせて、商業関係の団体の皆さん、商店街の皆さんとそれぞれですね、意見を交わさせていただきながら色々のご意見を頂きました。その中では、先ほど萩原議員の方にもお答えしたとダブりますけれども、商店自体のですね、経営されている方の高齢化の問題、そしてそれを次いで頂く後継者の問題が一つ大きくクローズアップされたなというふうに感じております。それと合わせて、お店が老朽化してきている。そして、店舗に入っている施設が老朽化してきている。これらの取り換えにかかる費用等に非常に苦慮しているんだと。で、また、商店を継ぐ方がいない中でいつまでこのお店を続けていけるのかがわからない。そういう中で大きなお金を投資してお店を改修するというのは、なかなかできないという悩みを抱えながら今、商店の経営者の方々、多くの方々が経営をされているというような実態が見えてきたわけでございます。これまでも色々な町としての支援は行ってきておりますけれども、これに合わせながらですね、改めて今出されたようなご意見に対しての、悩みに対しての支援をどのようにできるのかというのは、令和2年からの予算にどういった形で反映できるのかということではですね、内部で今後検討していかなきゃならない部分がございますけれども、出来るものからですね、出来る限り予算化をしてですね、早期に対応できるようにしていきたいというふうな考え方でおりますので、ご理解頂ければというふうに思います。

(議長)

いいですか。

西海谷議員。

「西海谷議員」

じゃあ2問目に移りたいと思います。

2問目。日本で最も美しい村連合、日本遺産についてでございます。

2015年、日本で最も美しい村連合に加盟してから5年が経過したわけでございます。この日本で最も美しい村、継続のための審査がこれからまた改めて行われると聞いております。そしてまた、2017年、日本遺産についても、認定されてから間もなく3か年を迎えることになりました。交付金をはじめ、今年度一定の節目となるわけでございますが、今後も継続して、この2つの柱を活かしたまちづくりが必要と考えており

ますが、一つ目として、助言された課題、これは美しい村に記載されておりましたけれども、これまでの取り組みと評価、それから今後の活用方針についてお伺いいたします。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」

西海谷議員のご質問にお答えいたします。

議員が述べられました通り、日本で最も美しい村連合の加盟は本年度で5年の認定期間が終了しますし、日本遺産は国から交付金を受けることができる認定から3か年が終わることから、一つの区切りを迎えます。私はこの2つについて、江差にとって大切なブランドだと認識しており、今後とも継続して関係人口構築に向けたまちづくりに活かしていく所存でございます。

さて、美しい村の助言課題への取り組み評価についてのお尋ねでございます。5年前の申請時、審査員から江差の資源は高い評価を受けたものの、一方で課題も3つ提示されました。一つは鷗島活用を明確化すること。二つ目はヒバの復活を目指して、町民の森を活用検討すること。三つ目は、いにしえ街道を見せる観光から通年型や滞在型へのツーリズムへの転換が、この3点が挙げられました。これらの取り組みといたしましては、まず鷗島でございますが、ご承知の通り現在、北の江の島構想で鷗島を中心とした賑わいの創出を描いています。町民の森の活用につきましては、今年、函館の企業が実施した山歩き植樹木工体験ツアーが好評に終わりました。今後、地元企画での事業化につなげる手ごたえがございました。いにしえ街道を通年型や滞在型のツーリズムへ転換するという課題につきましては、その一つとして、歴まち商店街協同組合の着物で歴まち散策が挙げられておりますが、今年度は現時点で93名にご利用いただき、この3年間伸び続けております。こういった体験型観光の好材料をしっかりと情報発信しながら、受け入れ体制を構築するため、江差観光みらい機構に中心となって活躍して頂くつもりでございます。

二つ目の事業の評価でございます。まず美しい村加盟に関しては、全国や道内の加盟町村と連携したピーアール、プロモーションを共同で行うことで、それぞれの町の観光地としての知名度を高めています。日本遺産は、今年も含めて約7千万円の交付金でインバウンドをはじめとした、観光客の受け入れ体制整備や、この町が日本遺産の町であることを住民に知って頂く事業等を実施してきました。昨年度事業について少し具体的

にお話ししますと、まず江差に来て観光客の皆さんが直接接する観光ガイドや観光施設職員の皆さんのスキルアップを図る目的での先進地研修や新幹線車内や空港などで江差をアピールする観光ピーアール事業等を実施してきました。次年度以降もこれらを基盤にするとともに、人材育成や受け入れ体制を整えながら、観光振興を図ってまいります。

いずれにいたしましても、最も美しい村連合への加盟と日本遺産認定は、国内外の観光客を江差へ呼び込むための大切なツールだと考えています。訪れた方々がもう一度訪れたい、あるいは知人にその良さを伝えたいと思えるような町とするための活動を推進してまいりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、西海谷議員。

「西海谷議員」

了解いたしました。頑張りましょうということで、3問目に移りたいと思います。

3問目でございます。

地域医療の体制維持と強化についてご質問させていただきます。

今年9月に厚生労働省が発表いたしました再編統合が必要な公立、公的病院が、地域医療の在り方が根本的に変える契機となりかねないと、このように私は感じました。江差町を含む第2次医療圏、南檜山圏域においては、地域センター病院である道立江差病院の役割が極めて重要であると考えております。

そこで1点目。道立病院を中心とした南檜山圏域における、地域医療について現在、構成各町や医療機関の間でどのような議論がなされているのか。

2点目。厚労省は、公立公的病院の再編を念頭においた議論を考えているようですが、江差町においては、民間医療機関が第1次医療の大きな部分を担っていると感じております。そこで、地域医療を考える枠組みとして、公的医療機関と民間医療機関がきちんと連携できる体制になっているのかお伺いいたします。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

西海谷議員からの地域医療に関するご質問でございます。

ご質問の回答の前に、若干地域医療に関するこれまでの国の動き等をご説明させていただきます。国は医療法を改正し、高齢化が進み2025年には段階の世代が75歳以上となる中、医療の在り方は高齢者の特性を踏まえ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域完結型の医療に重点を移していく必要があります、人口構造の変化に対応し、リハビリテーションや在宅医療の確保等、バランスの取れた医療体制を構築する地域医療構想を都道府県医療計画の中に定めることとしました。これを受けて北海道は、平成28年12月に北海道地域医療構想を北海道医療計画の別冊として策定し、第2次医療圏毎に取り組みについて協議をしているところでございます。

一つ目のご質問の構成各町や医療機関との議論についてでございますが、南檜山区域地域医療構想につきましては、各町公立及び民間医療機関、檜山医師会、訪問看護ステーションや介護等の関係機関で構成される保健所の南檜山保険医療福祉圏域連携推進会議の地域医療構想専門部会で協議されております。10月31日の部会では、道内圏域全体の平均を上回るスピードでの人口減少が予測されている南檜山圏域においては、各医療機関、自治体病院における機能分化と連携体制の強化を新たに重点課題とし、この課題に向けて協議をより一層強化していくこととなりました。また、今年1月21日と10月7日には、江差町において、檜山南部5町の町長と道立病院局との意見交換会を開催し、地域医療については広域的に検討していく必要があることを共有したところでございます。その後においても、南檜山の公的医療機関や檜山医師会等も含めた協議の場が設置され、今後も引き続き南檜山圏域が目指す地域医療体制構築に向けて、より具体的な方策や体制の整備についてその場において、等において協議を進めていくこととなります。

二つ目の公的医療機関と民間医療機関の連携体制についてのご質問でございますが、現在患者の紹介やイーネット南檜山を活用した投薬等の情報共有を行っておりますし、繰り返しになりますが、保健所の地域医療専門部会では、構成メンバーである公立及び民間医療機関が、南檜山圏域の重点課題である機能分化と連携体制について協議できる場となっております。特に江差町は、議員のお考えのように、地域医療においては民間医療機関の果たしている役割は大きいわけですが、道立江差病院と民間医療機関の機能分担や相互に協力連携できる仕組み作りの構築が重要であると私も考えております。地域住民が安心して暮らしていくうえで、地域医療は重要な要素の一つであります。人口減少が加速していくことが推計されている南檜山地域において、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるために、南檜山地域が今後目指す地域医療体制の協議により一層力を入れていきたいと考えております。

(議長)

はい、西海谷議員。

「西海谷議員」

私もですね、町長がおっしゃる通り、住民が本当に安心して暮らせる、そういう医療体制をどのように構築していくかということが今後大事なかなと思っておるわけでございます。

で、更に江差につきましては、民間医療施設もですね、多々あるわけでありまして。これらを含めてですね、やはり江差町において公立、それから公的医療機関、更に民間医療機関っているのは非常に重要だと思っておるわけでありまして。そういう中でですね、特に民間の医療機関の中では、色々な問題点、現在も含めて今後も含めてあると思っております。現在、それらの機関についてはですね、どのような課題や問題点を抱えているのか、もしそれらの医療機関の方からご意見があるとすれば、その辺どのようなご意見になっているのかお伺いいたします。

(議長)

はい、健康推進課長。

いい、町長答弁するの。

「町長」

はい。

(議長)

町長。

「町長」

大変重要な地域医療の課題があるというふうに認識しております。議員ご指摘の民間の医療機関でも様々な課題を抱えながら運営をされているというふうに認識しております。特に最近ではですね、脳神経外科クリニックを運営されている法人から、救急車両の更新に対しての支援ができないかというような要請を受けております。大変厳しい経営を強いられていて、実際にそういう協力ができないかということで、江差町を含めた関係町に対する要請を受けているところであります。その要請について、各町どうするか、対応をしっかりと協議してですね、民間の病院を支えるような仕組みをどうやって構築していくべきか、どのような支援をしていくべきかということも具体的に要請を受けていますので、そういう点についても考えていかなければならないですし、そういう民間医療機関が撤退しない、あるいは閉院しないためにもですね、江差町として民間病院を支えるしっかりとした取り組みをすることで、道立病院を中心とした地域医療の役割分担をする中で、地域医療を完結する体制を作っていくことが大事だというふうに思っております。今後も民間医療機関との連携をしっかりとしながらですね、地域住民が医療

に対して不安を感じないような、体制作りを全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、いいですね。

「西海谷議員」

了解いたしました。

ありがとうございます。

(議長)

これで、以上で西海谷議員の一般質問を終わります。

次に出崎議員の発言を許可いたします。

「出崎議員」

はい、議長。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

私からは1点質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

政府の地震調査委員会から、千島海溝を震源とする道東沖の超巨大地震の発生予測が出されています。これ1月に更新されたものですが、震源域が黒くなっているところですね。島である北海道の物流は約8割を海運が占め、その多くは太平洋側の港湾に依存しています。日本海側の小樽港、石狩湾新港を合わせても、港湾貨物量の1割にも達しません。この地震が発生すると、苫小牧港、室蘭港、釧路港のみならず、函館港も津波浸水被害を受けると言われております。これは北海道が発表している函館市の津波被害想定区域です。真っ赤っかですよ。太平洋側港湾の機能が喪失し、人命のみならず北海道経済が大打撃を受けます。幸い江差町では、この地震による津波の心配はないようですが、道南地区の混乱は避けられないと思います。江差港について、函館港のバックアップ機能を視野に入れた港湾整備に取り組む考えはありませんでしょうか。函館市と連携することにより、日本海側の地震時の支援体制、江差への支援体制の強化が期待され、高規格道路幹線、高規格幹線道路の早期実現にもつながると思うのですが、いかがでしょうか。

「町長」
議長。

(議長)
町長。

「町長」

出崎議員の江差港の整備に関するご質問にお答えいたします。

まず江差港の函館バックアップ機能を視野に入れた港湾整備に取り組む考えについてでございますが、江差港は地方港湾と位置づけられており、議員が挙げられている港湾は重要港湾として、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重要な関係を有する港湾として、政令で定められております。江差港の現状から、函館港のバックアップ機能を視野に入れた港湾整備は規模が違うため容易ではないと考えております。しかしながら、平成5年の北海道南西沖地震の際、江差港は奥尻町への物資拠点となった実績もあり、超巨大地震発生予測から、江差港の整備の必要性は感じております。北海道の港湾施設は、国土交通省が建設所有し、維持管理を市町村が委託されております。そのため、港湾整備を行う際は計画の変更等、国との協議が必要となり、その後、江差町港湾審議会への諮問が必要となります。特に整備には、町の財政負担が伴うという課題があり、大規模な整備には至らない状況にあります。議員のご提言も踏まえ、今後関係機関と協議をしていきたいと考えておりますので、ご理解を頂きますようよろしくお願い申し上げます。

二つ目の函館市と連携することにより、日本海側地震時の支援体制強化が期待され、高規格幹線道路の早期実現にもつながると思うのですがという質問でございますが、現在も早期実現に向け要望しているところでありますが、唯一奥尻町との海上輸送航路を有するのが江差港であり、高規格幹線道路の必要性を訴える意味においても、フェリー航路が江差町にあるという位置づけが大きく影響すると考えております。港湾での連携も視野に入れながら、今後も関係機関と協議し、継続して要望を続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)
いいですか。
はい、出崎議員。

「出崎議員」

再質問させていただきます。

今の地方港湾との位置づけが、今後そういうものの見直しも必要になってくるという

お話を伺いました。江差のこの現状についてはですね、これ以上規模を拡大するとか、それから施設をもっともっとというつもりはなくてですね、その今ある範囲の中で、出来ることと出来ないことをですね、しっかり区分けして、将来のそういう時に担えるような体制を整えるべきと考えます。特に道南地域において、日本海側といいますと、やはり、特に檜山海岸で江差が中心にならざるを得ないのかなと、いずれこういう事態が起きた時には、そういう任務を担うことになろうかと思えますんで、その時のためにですね、必要なことに取り組んでいただければと思います。特にですね、南埠頭の荒廃地の使い方についてですね、これからかもめ島の構想や開陽丸の施設の利用についてですね、非常にエントランスだったりアプローチの部分だったりして、その土地利用はこれから色々検討されてることになると思います。だけでもやはり港湾の機能が先に固めないですね、その荒廃地についてもなかなか用地の範囲も含め、なかなか難しいんじゃないかと。まず港湾の方が、しっかり港湾の方の整備計画を立案のうえでですね、そちらの土地利用も考えていくべきではないかと思えます。函館市とパイプを太くして、いざという時のために備える。そんな港湾整備を望むものですが、いかがでしょうか。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

はい、出崎議員の2問目のご質問でございますけども。江差港は先ほどご説明した通り、地方港湾ということでございますが、古くからこの港を中心にしてですね、栄えた町でございます。やはり海に向けた玄関口ということでは重要な位置を占めているのかなというふうに考えております。特に近年ですね、風車、これ陸上の風車、それから今後想定される洋上の風車につきましてもですね、建設をすれば、これの重要な拠点になってくるのかなというふうに思いますし、また洋上風車が実現すればですね、今度基地港という形でですね、江差になるのか近くであればせたな港になるのかというようなこともあり得るのかなと思っております。そういうものに向けてのですね、当然基地港となるための設備の整備というのは、今後また必要になってくるんだろうというふうに思っております。そういうことで考えればですね、今後とも物流のための拠点としてですね、江差港をどのような活用ができるのか。そして、出来るだけ小さな投資でですね、大きな活用を出来るようなことを検討していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

あと南埠頭の活用につきましては、北の江の島構想を含めてですね、今どのような活用があるのかということを検討しておりますんで、合わせてその中でですね、開発の、国の職員の方もオブザーバーで入って頂きながらですね、この南埠頭の活用を考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂ければというふうに思っております。

す。以上でございます。

「出崎議員」

質問は以上です。ありがとうございました。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

小野寺議員。

小野寺議員、単的に質問をお願いします。

「小野寺議員」

はい。頑張ります。

それでは、3問ですが、まず1問目。新幹線のトンネルの残土、発生土という言い方をしておりますが、マスコミ的には残土という言葉を使っておりますので、私は残土という言葉を使わせて頂きます。

それで、冒頭で恐縮ですが、ちょっと私、パソコンの打ち違いがありまして、質問通告、②の4行目、東京ドーム1つ位の量というのは、恐縮ですが削除させていただきます。

それで、質問に入ります。入ります。新聞報道、今日も道南版で大きく載っております。最近、全道的には新幹線問題、残土も含めれば、出ない日がない位大きな課題、話題になっております。直接的には、江差町ではなくて、隣町でこの問題が今出て、課題が出て来ております。まず1つ目としては、後でパネルもお示しますが、いわゆる上里地区にこの残土が搬入されております。また、新たに八雲からも搬入されると、もうされているのでしょうか、12月。町長はこの情報をどの様に受けていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。それで少し、②で具体的な事もお聞きしたいと思います。

この残土の問題は何が問題かと言いますと、この残土に重金属が含まれている。という事があります。すでにこれまでも、昨年、初頭から厚沢部町内、厚沢部町内区域にトンネルが少し引っかけかりまして、そこの残土については、すでに上里地区に搬入してありました。有害、重金属も含めた物。で、今度は、これを八雲地域からトンネル残土、5万リューベを搬入するという事で今年色々な論議がありましたが、つい最近、町長、厚沢部町長としては、受け入れるという事になりました。それで私も先月、11月

の28日ですが、私ども、共産党の国会議員団事務所と協力しながら、その搬入される上里の該当地域も見さして頂きながら、この事業の実施者であります鉄道運輸機構から、わざわざ札幌から来て頂いて、詳しい説明も聞きました。若干、簡潔説明致しますが、いわば国道の227、227と、それから厚沢部に抜ける道々の間、鶉地域と少し山側に入った所、そこが、いわゆる上里地域の重金属を含むトンネル残土の搬入地であります。それからついでに、同じ赤でありますけれども、鶉地域、江差から行くと右手の方向になりますが、もうすでに、車で通った方は分かると思いますが、そこは後で触れますが、一応基準値以下と言われている重金属の残土、0か99・9%か、2つありますが、2問目は、この上里地域、重金属を含む残土の部分であります。これ見てお分かりの通り、直ぐ近くに安野呂川の主流である、意養川というのがすぐ傍、搬入地域のすぐ傍を走っていきまして、安野呂川に繋がって、厚沢部川に入って海の方に行くと、こういう地形になっております。合わせて、先程のは、機構側の資料から私の方で作った物です。この機構の資料は役場の方にも行ってると思います。同じ資料を使っております。これも多分役場に行ってると思いますが、これは、先程言った、上里地域の搬入地、写真で撮った物をこれも機構側の方の資料にある物でございます。こちらが、いわば山側、山側ですね。で、こちらが低い方になっております。低い方。で、この低い方がすぐ傍に、意養川が走っております。特段、窪地になってるとか、すっぽりここで完全に埋められるという、そういう作りにはなっておりません。あくまでもこれ盛土です。先程言った意養川は、下流の部分、低い部分になっております。こういう地形に今盛土して、なおかつ八雲からも搬入するという事になります。もう少し、今の写真を少し図形的に、これも機構側の方で出している図面です。これも役場の方にあると思いますが、私の方で分かりやすくしました。で、先程の盛土、向こうは対策土と言っておりますが、金属を含んだ盛土、約11メートル、最終的にはなりません。実際には、これ斜めになってると思います。で、先程言ったこの下の方、意養川、安野呂川に通づる川がこちらの方にあるんですけども、安全だ、と機構側が言っている根拠の1つが、この対策土の下の方、低部、ここは一般的には、もし工場等が出る重金属ですと、産業廃棄物、完全な密閉的な形で、例えば、二重のシートで完全に遮断するとか、しかしこれは、残念ながら自然由来という事でそういう対策は取らない、低部はですね、あくまでも、少し、もし、重金属が水等で浸透したとしても、少しここの浸透を食い止めると、ここで少し和らげると、いう事で、地下水等に行った時でも基準値以下になるという、そういうここ、土を置いている。だから安全だ。そういう機構側の説明であります。それで、質問に続けますが、この安全だと言った根拠は、実は私も機構側の方から聞いたんですけども、明確な物は資料等では示されておられません。その理由は、役場の方にもしかしたら資料があるかも知れませんが、安全性については第3者委員会で検討された。だから先程言った、基準値以下になる。だから川に入ったとしても心配ない。それでは、その第3者委員会の資料、データ、公開されているのか、残念ながら、何度私

ども要求しても公開はしておりません。地域から本当に汚染されないのか。川や田畑は大丈夫なのか。厚沢部での住民説明会、私も参加しましたが、そういう声が本当に多数出ておりました。もちろんこれはテレビでもやっておりますが、札幌、何度も説明会やって、何度もこの声が出ております。北斗の説明会でも、おおくの疑問、反対の声が出ておりました。それで、八雲については、上ノ湯、あの銀婚湯、あるあの地域、上ノ湯、そこで当初、八雲で出る重金属を含んだ搬入土をしようとしたんですが、農家の反対で残土の搬入は断念したと、こういう経過があって、今、八雲の重金属を含んだ残土を北斗や厚沢部に搬入しようと、そういう経過になっております。それで、私はこの問題は厚沢部だけの問題ではないと思います。先程言った、重金属、ヒ素、そういう物が入っている、重金属の入っている残土、先程示しましたあれがもし、意養、すぐ傍にある意養川、それが案野呂川へ、そして、厚沢部川に流れて、日本海に至る。江差でも鉄道運輸機構に対して、江差町でも鉄道運輸機構に対して、安全というしっかりとした説明、資料、データーを私は求めるべきだと思いますが、2点目でお聞きしたいと思います。

それで、この点について最後。3問目であります。先程、基準値を超えてるのがいわば対策土と言って、上里地域に搬入しようと、ま、すでに搬入しております。これからも八雲もいろいろと。それで、基準値以下と言っているのが、先程国道沿いに示しましたけれども、それが無対策土と言っておりますが、じつはこれもデーターが公表されておられません。本当に基準値以下なのか、安心するとすれば、しっかりと示して欲しい。どういうふうにそれが、無対策土として来ているのか、0なのか、99.9%なのか、もしかしたら、それを超えていないのか、先程地図で示しましたが、実は無対策土を搬入しているすぐそばに、鶉川が流れております。私はこの無対策土についても、しっかりとした情報、鉄道運輸機構に求めるべきと考えますが、如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員の新幹線トンネル残土に関してのご質問にお答えします。

始めに私が受けている報告や情報についてでございますが、1つ目に工事の進行上、八雲側の残土を厚沢部の上里地区に5万立方メートルを搬入する事、2つ目に第3者委員会での用対策土に対する、当初での重金属溶出量の解析では、環境基準値を超える重金属として、セレン、ヒ素が上回っていたが、盛土11メートルでの解析では、環境基準以下になる事を確認したという事、3つ目にモニタリングについても、工事施工前は、年4回施行中が月1回、施行後も年4回実施し、環境基準超過の有無を確認する事、4つ目に上里地区に盛土した場合においても、安全であると判断するとの報告が受

けている所であります。また、重金属溶出量が環境基準値を下回っている無対策土での濃度につきましては、数的な報告は受けておりません。

最後になりますが、安全というしっかりとした説明と資料、データーを求めるべきとの事ですが、当町と致しましては、鉄道運輸機構からの報告を受けた情報や、厚沢部町において残土受け入れを行っている状況も踏まえ、また、前段で述べました通り、モニタリングを実施し、環境基準値超過の有無を確認するという事でございますので、現時点において、資料、データーを求めて行く考えはございませんので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

町長と言っても、もしかしたら、町長が答えないかも知れませんね。あの、町長、もしくは、総務課長ですか。あ、違う。あ、総務課長でいいんですか。テレビ見てると思います。札幌でどういうやり取りしてるか、新聞にもかなり詳しく載っておりますが、本当に機構側が丁寧なやり取り回答しているか、全然してないんですよ。さっき、町長、モニタリングしていると、説明を受けたという事であります。モニタリング、じゃあ、そのモニタリング何年間やるの。という事について聞いておりますか。課長、聞いておりますか。町村によってですね、例えば2年間やるとか、いやいや2年間だけだったらとてもでないけど猛反対って、何、2年間やった後、その後、何もしないのか。って言う、猛烈な反対したら、いやいやもう少しやりますとか。で、一定のモニタリングした後は、全部、地元にお任せしますと。って、任された地元は、大変だと。そういうやり取りも、やってるんですよ。つまり、どこが責任を負うのかっていう問題になっちゃうんですよ。ちょっと、再質問っていう形で、もう1度、整理して、お聞きします。2点、お聞きします。

それで、仮にですよ、今年、これだけの台風、19号だけじゃなくて、去年のそうでしょうか、本当に大丈夫だと思っていた、国は大丈夫だと思っていた、そういう河川の土手ですら流れて決壊してという、そういう状況の中でですね、仮に、もし先程言った残土、その残土がですね、来年か再来年か10年後か20年後か、それが万が一の、台風水害等、豪雨等で、それが流れる。河川に流れる、河川が汚染される。堆積した残土が流出する。そういう場合、江差の影響も考えられる、まったくないという事ではない。何処が責任を負うのか。そのやり取り、ご存知ですか。所有者なのか、機構なの

か、自治体なのか、自治体ったら、厚沢部でしょうか。そういう話、聞いてるでしょうか。そういう事も含めて、しっかりと、私は、機構側に対してやはり、データでしっかりと、その担保する、裏付けを取るという事が必要ではないでしょうか。それが1点目。

2点目。実は、これもちょっとお聞きしたいと思ったんですが、機構の方では、結局、残土の持って行くところがもうなくてですね、困ってるんですね。それで、先程言いました、厚沢部に関わる所は厚沢部で、八雲に関わる所は八雲で、っていう事で今までやって来たのが、それが出来なくて、隣近所の市町村にも、頼んでいるですけれども、直接、新幹線の通るトンネルが通らない自治体、例えば、こういう江差町。江差町にもそもそも要請があったのか。先程の要請ではなくて、厚沢部に八雲の重金属を含んだ残土を堆積するという事についての説明があったという事ですね、多分ね。先程の話。そうではなくて、そもそも、江差町に残土を受け入れてくれと、そういう要請今まであったのか、多分、今そういう動きが全然ないですから、そういう要請がなかった。仮にあったとしたら断った。そういう事なんでしょうか。いずれにしても、機構側が、江差町に対して直接的にどういうスタンスで、この間、関わっていたのか。これも合わせてお聞きしたいなと思います。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

まず、最初に不足の事態が発生した時点での責任所在という所でございますけれども、鉄道運輸機構としましてはですね、責任を持って対策土の盛土の施行を行うとしておりまして、完了後に不足の事態が発生した場合には、関係機関、土地所有者等と協議して、周辺環境へ影響を及ぼさない様、適切に対処するという事以外はですね、聞きおよんでない状況でございます。

2つ目の盛土、残土、残土の受け入れに対する当町の要請でございました。これに関しましては、本年、4月、鉄道運輸機構が来庁致しまして、町長へ直接ではありませんでしたが、当町での受け入れの要請をされておりました。これにつきましては、残土の受け入れという所での要請でございました。この要請を受けまして、協議をさせて頂いて、結論と致しましては、他町で発生した残土を当町で受け入れる理由が見当たらなかったという所で、5月に受け入れ出来ないと回答した所でございます。以上です。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

後段の方は、私は賢明な判断だと、だったと思います。冒頭言いましたけれども、大体そのモニタリングやるといふ、モニタリングやると言っているその、その経緯自体が公表されていないし、モニタリングした数字自体も要請すれば機構の方でやっと思わせてくれるだとか、ですから、やると言ってる事自体も本当にきちっとそれが担保されているかったら、されてないんですよ。そして、何度も言いますが、そのモニタリングがいつまでやるの。10年、20年、50年、土地が永遠に続く限り、その残土は何もなければ残る、何かあったら、ま、大変だ。そういう状況をしっかりと押えるという事を最低限、この江差町としても、何らかな形で、機構側の方に改めて、改めて、私、問いかける、もしくは説明を受ける。そういう事をやったっていいんじゃないですか。北部、江差北部の農家の方々も、若干私の耳には心配だというふうに声を出している方もいらっしゃいます。当然です、もうすぐそば。厚沢部のもうすぐそば、先程言った河川の事も含めれば。そういうお考えないですか。機構側の方に引き続き一定の説明を受けるといふ、そういうお考えないですか。

「町長」

議長

(議長)

はい。町長。

「町長」

今、小野寺議員からの鉄道運輸機構へのデーターなど、説明を求めるつもりはないかというご質問でございました。まず、先程総務課長からも答弁させて頂いておりますけれども、江差町にも打診があった。ただ、それは先程、総務課長が答弁した通りですね、我々、そもそもやはり、第1義的には工事を行っている当該地での処理が基本であるという事で、江差町としては受け入れない。また、その際にもですね、早急な答えをして欲しいと言う様な要請を受けております。早急な判断は出来ないという事で、我々は受け入れは出来ないという事を表明をさせて、伝えさせて頂きました。その上で、じゃあ、安全の基準がどこにあるのか。申し訳でないですけども我々もですね、専門的な知識を有してる訳ではございません。その安全の基準をどこに求めるか。やはり、それは、国であったり、道であったり、そういう所に求めざるを得ない。その基準が満たされているという事であれば、それは、我々は認め、その環境の中で、受け入れ

ざるを得ないのではないかなと思ってます。今回の、特に厚沢部町の件に関しては、第1義的には厚沢部町の判断があるんだというふうに思っています。その上で、何らかの災害や、何らかの状況で、厚沢部川に流出して、江差町内に入って来た時の対応が、我々の自治体に求められているんだと思っております。その意味で、厚沢部町における安全基準を考えるのではなくて、江差町における影響がないかという点に関しましては、まだまだ議論の余地があるのかなというふうにも、今、ご質問受けながら考えておりますけれども、ただ、いずれに致しましても、安全基準をしっかりと守って頂く事を前提にですね、これを進めていかないと、新幹線の工事が間に合わない。私は、立場としては、北海道新幹線、整備新幹線として、北海道の公共交通、高速交通網を整理する中で、北海道新幹線の札幌延伸は必要だと思っています。そのためにも、地元として出来る協力はして行かなきゃいけない。ただ、その半面、環境基準、安全を担保するものをしっかりと持ちながら、進めて頂きたいというスタンスでございます。今日、小野寺議員から頂いたお話しも受けながら、今後の対応も今一度、考えて行きたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。2問目の質問。

「小野寺議員」

はい。2問目に移ります。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。それで、午前中にフレイルの問題が出ました。介護受ける手前の、虚弱と言いますか、そういう意味では私もその1つだろうと思います。年を取って、聞こえづらくなる、加齢性難聴と言っておりますが、まさしくフレイル対策の1つかなと、その支援策についてお聞きしたいと思います。2点、あります。

高齢化進む中で、本当に先程言いました、耳が遠くなる、聞こえづらい、難聴者が増えております。日本補聴器興業会という、ま、そういう団体があります。そういう色々な団体が集まって、調査して、だいたい推計では人口の11.3%が難聴者、軽度、重度、あるんでしょうけれども、1割以上が難聴者と言われております。江差町に置き換

えると、800人以上が難聴者かも知れませんね。それで、その、難聴の問題何なのか。聞きづらくなった、そのために会話もスムーズに出来ないで外出を控える。人との交流も少なくなる。コミュニケーション能力が低下する。そういう事で、今言われておりますのが、認知症の原因ともなる、鬱の原因ともなる、そういう事も指摘されております。先程も出た、この本当にフレイル対策に繋がる問題ですが、まず1問目として、この点についてどう認識しているか、お聞きしたいと思います。

それで2つ目。少し具体的になりますが、この高齢者の難聴対策として、補聴器が本当に必需品となっております。法律的な制度で言うと、障害者手帳の所持者以外は、高齢者には助成制度がございません。障害者手帳で言いますと、音の単位で、いわゆる70デシベル以上。よく言われているのは、40センチぐらい離れて、人との会話が聞き取れないと。そう言うのが一般的に70デシベル以上の音。その位出ないと、やっと手帳は交付されない。相当重度でないと手帳が交付されない。結果的には、助成制度で補聴器が交付されないという事になります。それで、聴覚障害で障害者手帳保持している人。江差町でどうでしょうかね、50人前後いらっしゃるのでしょうか。聴覚障害者の圧倒的な人が手帳は交付されていない。仮に800人前後いると、750人近くはもしかしたら、そういう対象にならないという事になります。結果的に、補聴器を、障害手帳をもらって助成制度を受けて交付される以外、購入しようとする完全自己負担になります。大変な金額になります。低い方でも片っぽで5万、両方で10万。ちょっと重くなると20万、20万で40万、50万、50万で100万の実費で、補聴器を買わなければなりません。高価なために年金等で暮らしている方は、とてもでないけれども、そういう補聴器は、買えない。そういう実態が、たくさんの方いらっしゃいます。高齢者の経済負担を軽減して、社会参加を促す。安心の高齢社会実現のためにも、私は、まず補聴器購入費の助成制度、国がやらないのであれば、まず、江差町でも、これを実施する考えはないのか、お聞きしたいと思います。以上、2点であります。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小野寺議員の難聴者への支援策をというご質問にお答え致します。その中の1点目の難聴が認知症の原因となる可能性が指摘されている点をどう認識しているか、とのご質問でございます。まず、平成27年に厚生労働省が公表した認知症政策推進戦略、失礼しました。認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおきましては、認知症の危険因子の1つとして、難聴が記述されている所であり、昨今の国内外における研究におきましても、難聴と認知機能の低下との詳しい因果関係は明らかになっておりませんが、聴力機能の低下により、周囲の人たちとコミュニケーションが取りにくくなり、

その結果、会話をする事が消極的となり、脳を使わなくなることで、認知症のリスクに繋がるといふ、繋がると考えられている認識は持っています。また、高齢の方からの相談業務につきまして、おきまして、耳の聞こえが悪い事から、日常生活における意思疎通が難しいというお話や、認知症と間違われるというケースもあるという話も伺っております。

2点目の補聴器の購入費助成制度の実施についてでございますけれども、国におきましては、難聴を認知症の危険因子の1つとしておりますが、残念ながら補聴器の購入費用には、健康保険や医療保険、介護保険などによる公的補助制度が確立しておらず、補聴器の役割に注目しつつも、認知機能低下の予防効果を検証するための研究を国が進めている状況です。この様な状況化において、認知症予防にまったく効果がないとは思っておりませんし、現に生活、日常生活に支障をきたしているという事も理解しておりますけれども、制度設計においては、補聴器は医療機器でもある事から、専門医への相談や受診を踏まえた上で、難聴の程度に応じた補聴器の選択、調整、聞こえ方の確認や、その評価等を適切に行う販売業者から購入して頂く事も考慮しなければならない事など、必要な方に適切に対応が出来る様な制度にする必要があり、早急な制度構築は困難であると考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。1問目と2問目、連動する事でもありますので、全体的にちょっと、再質問させていただきます。

フレイル対策として、本当に必要だと、フレイルという言葉が、これからも使われるのでしょうか。なんらかな対策が必要だという事は当然、今の町長の答弁からは導きだせるのかなと。ただ、具体的にになりますと、今後の課題、特に助成制度についてはなかなか難しいという話でございました。それで、すぐ制度設計、助成制度の設計というのは、私もなかなか難しいというのがありますので、その前段の部分で、ちょっとお聞きしたいと思います。

フレイルと言いますか、予防対策、難聴の予防対策、それはそれで、何らなか形で必要だということは、結果的には、私は共通することだろうと思います。それで、先程ちょっと専門医の話も出ておりました。専門性の事の話も出ておりました。先程、ちょっとお話ししましたが、日本補聴器興業会とか、それから日本補聴器販売店協会とか、色んな専門団体が、それぞれ、こういう方々はこういう様な補聴器を使うという事でいろいろ進めておりますが、しかし、だからと言って、日々補聴器を買ってる方、もしくは、手帳で、手帳交付された方が、その手帳で助成を受けて買った人も、もしかした

ら、先程言った、専門的な立場で販売している、専門的な立場で、その補聴器を個々の状態に併せて販売しているとは限らない。という実態があると思います。あるとはなかなか、ちょっと私の資料ではですね、断言するまでにはなっておりませんが、非常に怪しいと思う。大体ですね、買ったら大体3か月間位はリハビリしないと、その方に十分にフィット、合わない。3か月たってやっと何とか自分に馴染む。ところが、買ってすぐ、音がガーガーうるさい、よその音が聞こえる、ちょっと痛いとかいう事に、すぐにあきらめてしまう。そういう事態が圧倒的です。ですから多分、手帳で交付された方も、手帳でない自費で買った方も、どれだけしっかりと、それを自分の体に合った様に使っているかどうか、そういう実態、多分、分からないと思うんですけども、私、そういう人のためにも、私、江差町で何らかな相談会、やったらどうかと思うんですよ。よく道新等で色んなチラシ入るのをご存知だと思います。カラー刷りで、補聴器、こういう様な補聴器を江差町に来て相談しますと。でも、良く見たらですね、その団体の先程言った、色んな認定を受けている、何々何々の専門団体とは限らない所が江差に来てやっております。本当にしっかりとした立場でその補聴器のリハビリ等も含めた事やっているのかどうか、私、江差町がまずそういう、色んな専門的な団体と協力を得ながら、相談会だとか、難聴になったらどうするのだとか、勉強会的な事だとか、そういう事をまずやる。その事によって、多額なお金買った人達も、もしかしたら十分な補聴器の使い方も会得出来るかも知れない。そういう様な開催どうですか。私、積極的にやってもらいたいと思います。

ちょっと、課長の見解をお聞きします。

(議長)

はい。誰だや課長。はい。誰だあれ。高齢者、高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

小野寺議員の再質問につきまして、ご答弁させていただきます。

まず、先程、町長からのご答弁もございましたが、補聴器を購入される際につきましては、専門医、まず、専門医の診断を受けて頂く事。そして、更には、事前購入前に、フィッティングサービス、調整等していただいて、購入後においては、アフターケアをきちんとして頂ける専門の業者から、自分にあった物を購入して頂くというのが、まず最重要だと我々も考えてございます。平成26年2月にですね、国民生活センターにおきまして、報道発表されたんですけども、高齢者の方が専門医の受診をせずに高額な補聴器を購入してトラブルが起きているという様なものが出ておりまして、注意喚起もされております。これらの状況を踏まえながら、我々もですね、難聴予防についてや、適切な補聴器の購入の仕方、等々の講習会って言いますか、勉強会と言いますか、そちらの方は、必要であると考えております。しかしながら、今年度での開催はさすがに厳し

い状況でございますので、来年度の介護予防事業になりますが、もしくは認知症対策事業になりますか、どちらかの方で、檜山医師会等々はじめと致しました医療機関と協議を進めながら、開催に向け取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

3問目。

「小野寺議員」

いや。ちょっと、今の課長。是非、是非、お願いします。
それで、これもね、ちょっと厳しい、要望になりますが。

(議長)

小野寺さん、質問して下さい。
お尋ねでなくて、質問。

「小野寺議員」

質問です。課長、ちょっと、厳しい、取り上げになるかも知れませんが、是非、例えばですね、フレイル対策これからやるにしても、国で進めるかも知れませんが、来年度すぐやるかどうか知れませんが、フレイル対策は75歳以上。ですから、例えば、今の特定検診の中に、江差町の任意でその聴力検査と言うんですか、聞こえる、どれぐらいなのかという事も、是非、取り入れる。どうでしょうかね。それをやらなかったら、結局、自分で我慢して、悪くなるまで、ずうっと時間が経ってしまう。是非、私、江差町が委託も含めて、聴力検査をやるという事どうでしょう。その事も是非検討して頂きたいと思いますがどうでしょうか。

(議長)

誰。健康推進課長。

「健康推進課長」

小野寺議員の特定検診の中で、聴力検査が出来ないかという事でございます。当町で行っている現在の特定検診、国民健康保険加入者に対する特定検診の中では、聴力検査行っておりません。現在、委託している業者に色々と出来るのか出来ないのか、協議を進めて行きながらという事にはなると思っています。当然、来年度以降という事になりますが、前向きに検討して行きたいかなというふうに思っております。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

はい。3問目。

「小野寺議員」

はい。是非、宜しくお願い致します。

3問目。子育て世代包括支援センターの設置についてであります。これを取り上げたのはですね、あの前段に申しますが、是非、国が言ってる事を積極的にやれ、という意味での質問ではございません。国も随分、無茶な事言うなという、そういう立場での質問であります。この事業は、妊娠期から子育て期にわたる、切れ目のない、国が良く言っている最近、切れ目のない支援を行うという、そういう前提で、子育て世代包括支援センター、これを市町村に対して、来年度末、本当に目の先なんですけれども、その設置に努めなければならないという事になっております。まず、江差町として、この事についてどの様な準備を進めているのか。お聞きしたいと思います。

(議長)

はい、町長。

「町長」

小野寺議員の子育て世代包括支援センター設置に関するご質問でございます。

子育て世代包括支援センターは、平成28年6月に閣議決定された、日本1億総活躍プランにおいて、市町村での努力義務を法定化し、令和2年度末までに全国展開する事を目指すものでございまして、妊娠期から子育て期までの各ステージを通じて、地域の関係機関が連携して、切れ目のない支援を実施出来るよう情報の共有や支援、関係機関とのコーディネート、連携を行うとされております。センターの設置状況を見ますと、本年4月時点で、全道で43自治体62か所と、約24%の設置であり、檜山管内では今金町が設置しております。当町の子育て支援の現状をお話し致しますと、保健センターで母子健康手帳の交付から乳幼児の相談健診訪問を実施しており、支援が必要な場合

は、医療、福祉、教育機関等、関係機関と情報共有連携し、切れ目のない支援に取り組んでおります。幸いにも、福祉、保健、教育部局が庁舎内にある事から連携しやすい環境にあると考えております。センター設置に向けてどの様に準備を進めているのかというご質問でございますが、現在の保健センターで行っている体制で支援を実施出来ている状況ですので、現時点では設置に向けての協議は行っておりませんが、今後、人口減少や少子化、子育て環境の変化等を見据え、子育て世代の多様な課題、ニーズに対応した、切れ目のない支援をより総合的に推進して行くために、どの様な体制構築が必要なのか、子育て世代包括支援センターのあり方も含めた検討はして行かなければならないものと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

これは担当課長になるかも知れませんが、確認の意味でお聞きします。少し人口の多い市町村見ますと、かなり、お金を掛けて、立派な物作ってる所もないわけではない、それはそれで本当に地元の妊娠期のお母さん、それから当該子供にとっても、本当に大変、大切な必要な施設だと思えますが。当町に取ってですね、見てたら、それよりは今のある、今、町長先程おっしゃった、今ある江差町の体制を一步一步充実させて行く、それがきっと必要なんだなと。だから、ぎりぎりの所かも知れませんが、あえて、その無駄と思われる様な取り組み、そこに汗かくよりは、今の現状の中で、国が言っている事に一步一步近づけると。それでいいかと、私は思うんですが、その確認で宜しいですか。ちょっとお聞きしたいと思います。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

私も今の現状をまずはしっかり進めて行くという所が、大事ななと思っております。保健センターで、妊娠届、母子手帳の交付をし、その時点でアンケートを取りながら、妊娠期に不安がないのかどうか。ある方に対しては、そこからの支援が始まっていきますし、出産その後、色々、各種、月例での相談等で、支援が必要だなという様なお子様が出て、あった、お子様や、保護者の方がいらっしゃった場合には、関係機関と連携を取りながら、その方の一番いいタイミングで支援が出来る様に、保健師等で関わっている状況でございます。実際、妊娠届の枚数も今年度、現時点で20枚程度でございますし、出生数も今現在では23人という事で、年々、非常に減少しております。この

時点での、今後は、これからどの様な、こういう本当に少子化の中で、どの様な支援が必要なのか。関係機関と協力しながらやって行くのが大事なのか。どういう体制がいいのかっていうのは、これから、皆さんと協力しながら、考えながら、進めて行きたいかなというふうに思っております。

(議長)

はい。いいですね。

「小野寺議員」

はい。これで、終わります。

(議長)

はい。小野寺議員の一般質問、終わります。

次に、室井議員の発言を許可致します。

「室井議員」

はい。議長。

(議長)

はい。室井議員。

「室井議員」

第1問目。この質問についてはですね、飯田議員、萩原議員からの質問、そして答弁ですね、ある程度のお考え方、今までのですね、行政とのですね、所有者との話し合い、また今後のですね、少しの方向性の、答弁されておりますので、私は重複しないようにしてですね、簡潔に質問を求めたいと思っております。

まずですね、横山家、誰一人としてですね、あの建物は残して欲しい、ずっと後世に残して欲しいっていうですね、そう言う思いはですね、皆同じだと思います。ただ、色々なですね、運営の仕方によってですね、時間かかる。お互いに、行政とですね、やっぱり所有者とちゃんとした合意を持ってですね、ちゃんと前に進む、これは同じだと思います。今日ですね、実は朝、私の所にですね、ある方が来られました。今、江差に来られてる観光客の中でですよ、今の時期に。一番多い所、何で目的に来たんですかって聞いたら、姥大神宮を参拝に来ましたと。これは北海道の方ではありません。私そういう方がもっと増えるかも知れない。そうすると、あの横山家のですね、やっぱりきちっと、お互いにですね、合意して、多少時間がかかってもいいけども、ちゃんといい形ですね、やっぱり残す。これが江差町、日本遺産をですね、認定して、多くを語る必要ないけど、こういう物をき

つちりですね、残して行くっていう、強い姿勢をですね、ちゃんと腹に入れて、行政、これから運営してもらいたいと思います。

それで、簡潔に。あの建物、非常に構造的にですね、危険です。中に入って見ました。柱、梁、要するに建物支えるですね、横架材っていう物が危険なんですよ。この場合ですね、例えば、そういう場合と、もしですよ、火災、それと強風で下見材が跳んだ。第三者、所有者は分かりません。こういう第三者にそういう物、跳んでいってですね、被害被った場合ですね、江差町が受ける、そういう損害とかですね、そういう影響が法律的にあるのかないのか。ここをきちっとですね、お互いに確認して、物事進めた方がいいと思いますので、答弁を願いたいと思います。

(議長)

はい、町長。あ、違う。教育長。

「教育長」

横山家に対する江差町の今後の対応、方針についてでございますけども。横山家のこれまでの対応、方針については、飯田議員、萩原議員に答弁した通りでございますので省略をさせていただきます。私についてはですね、今、ご指摘のございましたハネ出しなどの、危険性に対する対応と法律的根拠についての質問で、これに対して答弁したいと思います。

これまでも、ハネ出し等の危険につきましては、敬三氏が存命していた頃から、町としても指摘をしておりました。建築基準法第10条では、保安上危険な建築物等に対する処置という条文がございます。前文では、特定行政庁は、保安上または衛生上必要な措置を取ることを勧告する事が出来るとなっております。特定行政庁とは北海道の事ではありますが、過去、横山家に対し、勧告を行ったという事は聞いておりません。また、消防設備等に関しては、観覧が閉館となった事で、特段的に消防設備等整備の必要性はございません。現在、横山家は、相続登記がされていない建造物でございますが、相続人がおりますので、不測の事態が起きた場合は、法的に相続人の責任という事になります。ただ、現状では、横山弘氏が、年数回来町し、建物の状態を確認しておりますし、同じ町内会の方にも定期的な巡回をお願いし、管理をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で、ございます。

「室井議員」

議長、いいですか。

(議長)

はい、室井議員。

「室井議員」

はい。これ以上ですね、今、考え方、今後の対応の事も聞いたもので、この件に関しては、再質問いたしません。

(議長)

はい。したら、2番目の、2問目。はい。

「室井議員」

じゃあ、2問目に行きます。

宜しいですか。

(議長)

はい。空家対策だな。

「室井議員」

はい。本年度当初予算において、江差町空家等適正管理に関する条例において、特定空家に認定された家屋の解体工事を行う場合、1戸当たり最大50万円、総額200万円を災害対策費として予算計上されております。現段階での事業の進捗状況と実績について、最初に伺いたいと思います。1戸当たり最大50万円、総額200万円という事は、今年度は4戸程度想定していると理解しますが、議会には、特定空家と認定した全容、分布、図など、詳細リスト、まったく提出されておらず、町民に対する周知方法や認定基準の選定などが本当に適切なのか、私は理解し難い。明確な答弁を求めたいと思います。

当初予算は、民有、民所有の特定家屋であります。江差町所有管理の公営住宅、職員住宅、また、大型の官民老朽、空家施設が町内の主要地点に点在し、景観、生活環境、防犯などの面から、美しい村連合加盟、日本遺産を認定受けてる江差町って、極めて不釣り合い、違和感を受けると私は断言致します。地権者、解体工事費、跡地利用などを含め、課題も多岐に渡りますが、少しでも、前進させ、解決しなければならない重要課題であると、認識を一層深める必要があると理解しております。以前の議会において、私はこれらの事について、解体を含め、跡地を含め、関連団体との協議や意見交換などを行い、幅広く知恵を借りるべきと提言していますが、そういう実績があったのか、ないのか。ここは、明確に答弁して下さい。以上。

(議長)

はい、町長。

「町長」

室井議員の空家解体補助事業に関してのご質問にお答え致します。

初めに、補助事業として現時点での実績でございますけれども、予算総額は4件、200万円に対し、3件の交付申請を受理し、128万2千円分の補助金交付決定をした所でございます。

また、特定空家の選定基準につきましては、本年2月の全員協議会において、特定空家の選定、解体費補助制度について資料を提出し、ご説明させて頂いている所で、行政区別での認定件数は資料の中でお示しましたが、分布図などは提示しておりませんでした。最終的な選定にあたっては、当初における空家実態調査委託での調査結果や、北海道発行の市町村による特定空家の判断手引き及び国土交通省基準を基に、町建築技師も加わり、現地確認の上で選定した事をご理解願いたいと思います。

周知に関しましては、対象が特定空家であるため、特定空家選定通知発布の際に、解体補助制度の概要も併せて行った所でございます。

また、町が所有している施設で用途廃止など、すでに使用しなくなっている建物につきましては、景観や生活環境、防犯などの面から違和感があるとのこと指摘を頂きました。町と致しましても、公共の未使用老朽施設があるのは承知している所でございますが、その中には、議員ご案内の通り大規模施設などもあり、財源の確保に苦慮している状況となっている事から、老朽化の進行度合いや、地域での影響度合いを総合的に判断し、計画的に解体除去を進めていきたいと考えております。

最後に、議員からご提案、ご提言いただいた関連団体との協議についてでございますが、空家の実態調査におきましては、檜山建築士会の会長並びに事務局長とお会いし概要を説明した後、調査内容については委託業者とも協議をして頂きました。結果として、口頭ではありますが、建築士としてのノウハウを発揮する調査ではないとの意見があり、残念ながら調査へ参画を断念された経緯がございます。また、この時点における空家実態調査での資料関連につきましては、平成29年10月に実施された平成28年度決算審査特別委員会での資料として、空家調査事業の概要委託先からの調査報告書を一部抽出しての資料として、空家調査所在図面及び空家台帳を併せて提示させて頂いております事を申し添えさせて頂きますので、ご理解願いたいと思います。

「室井議員」
議長。

(議長)
はい。

「室井議員」
いいですか。再質問しても。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

それで、あの町長ですね、これ所管はどこですか。総務ですか、財政ですか。要はね、私いつもずっと懸念してる事1つだけある。自分でもちょっと理解っての、分からないから、ちょっとあえて質問しながら聞きたいんですが、例えば町のですね、空家の建物、土地付きでね、民間にその解体自分達でやってくれと、ね、土地はいいですと。その場合です、いいですか。その場合に、地方交付税にどういうふうに反映、ね、繁栄されるのか。そして、むしろ民間に取得して固定資産税でもらった方が得なのか。そういう判断ってのはね、財政課長、これから急ぐと思いますよ。そりゃあ全部、全部やらなくてもいいから、1つはモデルにしてね、やってみたらどうですか。どっかの公営住宅、土地200坪、建物100坪、これ民間に壊してくれないかと。この場合です、交付税いくら減額されるのか。ただしですよ、民間が受けて、土地の固定資産税払って、建物建てて、固定資産税もらった方が、町が得なのか、やっぱりそういうね、数字に強くなったね、ちゃんと事をやらないと、思いだけではこれからは駄目になるよ。思いだけでは。それが1点。

それと、町長どうしてもね、私やっぱり解体ね、民間のね、副町長、特にあなたの責任だ。ね。やっぱり民間の所有で、これはつてもものも建物はあります。危ない、本当に。これもう分かる。皆さんも十分分かってる。これ今、特別委員会で議論してるから、詳細は特別委員会の方優先してね、私やりますから。ここでは質問しませんが、今年3月の議会、私、総務省のね、自治財政局、町政管理ね、令和3年までの時限立法で、転用事業、建物解体、町の物件ですよ、解体した場合。この計画、今ある建物より小さい場合には該当しますと。起債90%交付税、うちの財政力から言って2.8ですか。28ですか。だから、万度、やや万度、借りれるんです。こういう事業ってのは計算したことあるんですか。解体するのに。どういうふうにしたら一番安く出来るのか。

議長、注意する。暫時、止めて。

(議長)

どうした。

「室井議員」

暫時。

(暫時休憩)

「室井議員」

江差町のために、なんとして理由をつけて、強くなりたい、そういう事業をやりたいと。そういうことを検討してほしいってことなんだ。財政課長、分かりますか。

(聞き取り不能)

改めて、簡潔。再々質問しませんから。簡潔にしてください。

(議長)

はい。いいですか。

財政課長。

「財政課長」

現在使用していない建物が建っているという土地を、建物付きで売却することにつきましては、過去にも室井議員の方からご提案ございました。建設関連の団体との協議する事についても、すいません。室井議員からご提案、建ち物付きで土地を売却する事、それから、それらの方策等について、建設関係の団体等と協議することについては過去にご提案あったというのは、承知してるところでございます。

ただ、私の方と致しましても、それを受けてですね、普通財産である、そういう建物が建っている町有地の方を色々見させて頂いたんですが、なかなか宅地として適当な土地ってのが見当たらないと。例えば、不成形な土地であったり、例えば一筆が広大な土地であったり、その元々そういう公共施設を建ててるところですので、そういった土地なのかなあとと思うところがございますが、そういった事もあって、具体的なそういう案件と言うか、物件に至らなかったのも、ちょっと建設関係の団体との協議って言うのは、今のところ現在は実施していないと、その様な状況でございます。

それから、現在におきましては、ご承知の通り、今、JRの江差駅の跡地に4区画造成しております。そちらの方に力点おいてるのと、それから更地で宅地という事で、今、現在も売却している所ございますので、そちらの方、今の所、当面進めて行きたいと思っております。今後、具体的なそういう案件、物件が固まって来ましたら、関係団体協議等々、検討して行きたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

「室井議員」

議長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

分かりました。3月議会、がばり質問されない様にですね、ちゃんと一生懸命、今からね、何ヶ月かあるから勉強して、1つのモデルを作ってですね、こういうふうにやれば、土地、建物付きでくれた方が、江差町が得するとか。いや、損するとか。はっきりそういう事ね、勉強しなさい。数字、強くなりなさい。それで時間の、私、議事進行、協力します。

第3問いきます。

(議長)

はい、3問目ね。

「室井議員」

はい。宜しいですか。

(議長)

はい。3問目。

「室井議員」

いっぱい、書いてました。質問通告の中でですね、

(議長)

本当にある。

「室井議員」

凝縮して、2点に絞ってですね、質問して行きたいと思います。

まず、江差のですね、由緒あるですね、そういう商店街として、やっぱり面影を残すですね、法華寺通り商店街、それから愛宕町商店街、ここですね、色んなやり方いっぱいあると思います。色んな提案、今、議員からもされて、それから答弁もされています。だから、その事については頑張ってやってもらいたいと思いますけども。まず一つ。法華寺通り商店街はですね、土蔵の笹浪精肉店、現役でやっています。それと熊木書店、あれ後ろも蔵、土蔵ですね、それと前の方が、あれは、昭和の初めか大正の何か、ちょっと私年代分からないけど、なかなかああいう建て物今作れないですね。そして、法華寺さんがやっぱり自分で板塀で、あそこ観光客良く写真撮るんですよ。自分で努力して板塀やった。そして、あの保健所のどこ、パイプ直す時ですね、道の方に副町長に言ったら、副町長、すぐ檜山振興局に行って、もう間もなく今年度工事かかります。

板塀でなくとも板塀らしい物で、今出来ます。それで、法華寺通り商店街はですね、色々あるんですよ私。例えばですね、提案があります。あそこやっぱり景観、形成地区にね、やっぱり将来的にしていく。そして、その前に何一つやるかって、やっぱりファサード、ね、それとサインの統一性とか、そういう物を徐々にやって行っただけ、合意をもって、景観形成のネットを張ってですね、やっぱり少しでも、あの商店街ですね、ハードな面でもご支援してもらいたいと思います。

それともう1つ。愛宕町商店街。何度も私、もう議会で質問してます。私25年町議やって、あそこに補助金一切入って、入れてませんよ。何の工事でもありますか。私記憶にないです。愛宕町商店街に補助金入れてどこを直しました。というのは、ちょっと記憶にないです。あのですね、あの、町内会の宜しいですか、町長、しっかり聞いてね、原稿にね、ちょっと目やらないで。あのですね、あそこ、町内会館、びっくりしましたよ。中古のプレハブ、連結して会館に使ってるんですよ。そして、何ものがあが言ってこないでしょ。特別強く。ああいうところにこそね、ちゃんとね、目向けてやらなきゃ駄目でないの。頑張ってる商店街だ。ね、商店経営も頑張ってるけど、やっぱりそういう面でね、町内会と話しして、ね、正月もう近くです。この議会でですね、愛宕町の町内会、愛宕町商店街にね、お年玉あげるつもりで、いい答弁を期待したいと思います。以上です。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員の商店街の活性化対策と支援についてのご質問の中で、今、ご質問頂いた部分、2点についてお答え致します。

まずは法華寺通り商店街における、笹浪精肉店と旧熊木書店の歴史的な建造物の修復、保存に係るご質問でございますが、議員ご指摘の通り、法華寺通りにおける、笹浪精肉店と旧熊木書店につきましては、これまで具体的に建設年次などの、詳細につきまして、調査した経過はございませんが、町内でも歴史的な建造物に分類される建物であると認識しております。しかしながら、現段階におきまして、議員、ご提言の商店街全体に対します景観、形成地区指定による建造物の修復保存につきましては、難しいものと判断しているところでございます。一方で、法華寺通り商店街につきましては、空家、空き店舗なども存在しており、それらの活用策を含め、上町の商業拠点地区としての取り組みを進める考えであり、今後につきましては商店街振興策の中でどのような支援や取り組みが出来るかなど、総合的な視点で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

また、2点目の愛宕町内会に対するご質問でございますけれども、愛宕町内会で使用

しております会館については、議員おっしゃる通り、いわゆる自助の精神を持って地域活動に取り組んでおられます。町と致しましては、愛宕町商店街の拠点となる様な新たな場所の可能性も含めまして、どういった方向性をもって行くのかを愛宕町内会と協議して行きたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

「室井議員」

議長、簡潔に。再質問。

(議長)

いいですね。

はい、室井議員。

「室井議員」

町長。いつ協議されます。いつ協議されますか。協議、愛宕町内会と。私、副町長、ちゃんと耳開けなさい。お年玉あげなさいって私言ったよ。って事は12月中に協議するんですか。それとも1月ですか。いつですか。協議。町長、その辺きちっと答えて下さい。

(議長)

はい、町長。

「町長」

今、室井議員からご質問がありましたので、相手方のある事ですので、愛宕町内会さんとの意見、予定も聞きながら出来る限り早く協議の場を持てればいいなというふうに思っております。

「室井議員」

よし、分かった。終わります。

(議長)

以上で、室井議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、何だ、なしたの。うるせえこの。

(議長)

以上で、今定例会に通告ありました一般質問は全て終了致しました。

これで、一般質問を終結致します。

2時55分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

日程第7、承認第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

承認第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第6号）についての、第6号の専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の通り専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

11月16日に漂着した木造船処理の緊急対策に係る経費について、11月28日付けをもって、専決処分をしたものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、ご承認頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、私の方からご説明申し上げます。

議案書の方は、3頁をお開き願いたいと思います。事業と致しましては、漂着木造船緊急対策事業でございます。事業の内容につきましては、ただ今、町長、提案理由でご説明あったところでございますが、町内伏木戸の海岸に朝鮮半島からと思われる木造船が漂着致しまして、それを速やかに解体撤去する必要があることから、解体撤去などの委託料。それと廃棄物手数料の経費を専決処分したものでございます。補正額は188万3千円、道の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金の申請を予定しているところでございますが、当面現時点では、全額一般財源としてございます。

以上となりますので、宜しくお願ひ致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。
本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。
承認第1号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第6号)の専決処分の承認を求めることについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。
よって、承認第1号は、原案の通り承認されました。

(議長)

日程第8号、議案第1号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第9号、議案2号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第1号、江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案2号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和元年人事院勧告に基づいて、関係する2つの条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第1号及び第2号について、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」(補足説明)

それでは、議案第1号及び第2号の条例改正につきましての補足説明をさせていただきます。

例年、改正をさせて頂いております給与条例等でございますが、人事院勧告に伴う給与法改正法案が成立、可決成立されたことから、条例改正の提案をさせていただきました。

始めに、議案第2号の職員の給料条例から説明をさせていただきます。議案書では15頁、資料は1頁以降の給与改定等の概要と新旧対照表となります。今回の改正では、給料表を平均0.1%、勤勉手当の支給率を年間100分の5、それぞれ引き上げまして、併せて住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げる等々の内容となっております。給料表では、議案書16頁以降の別表第1の通り改めまして、同時に独自削減のための18頁以降の附則別表第1も同様に改正するものでございます。なお、今回の改正条例につきましては、施行期日が異なるということから、第1条と第2条の構成で提案をさせて頂いております。第1条では、ただ今申し上げました給料表を平成31年4月1日に遡及して適用させ、第2条では、勤勉手当が年間100分の5の引上げとなることによりまして、6月期、12月期の支給率を平準化するという内容を令和2年4月1日からの施行となるものでございます。正し、本年12月期の支給率につきましては、100分の5の引上げとして、附則第2条の特例措置として、規定させて頂いたところでございます。また、住居手当におきましても改正され、支給対象となる家賃額の下限を1万2千円から1万6千円に引き上げ、手当額算出における支払家賃の基準額を2万3千円から2万7千円に引き上げるもので、手当額算出の結果と致しましても、1千円引き上がる内容とする改正を行いまして、これにつきましても令和2年4月1日からの施行となるものでございます。

次に、議案書13頁に戻りますけれども、議案第1号の特別職としての町長、副町長、教育長に対する期末手当支給率引上げについての改正でございます。町3役の期末手当支給率につきましては、職員でいう期末勤勉手当支給率の合算となっておりますこ

とから、職員同様に支給率を年間100分の5引上げる内容でございまして、その手法等々につきましても、職員同様の改正となるものでございます。

以上、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

小野寺議員。

「小野寺議員」

私。私。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。今回、人事院勧告に基づく給与改定であります。給与改定そのものについては、異議を唱えるものではありませんが、人事院の勧告は、単に給与だけではなく、不離一体なものでいわば人事管理の面も併せて勧告もし、報告もしている訳であります。その点で、何回か聞いておりますが併せてこの給与改定と併せて人事と言いますか、職員の部分で3点、質疑させていただきます。

今回の人事院勧告の中でも、勤務時間の関係、今年から色々変わっている側面もあります。障がい者雇用の関係もあります。小林議員の一般質問にもありましたが、ハラスメント防止についても報告ありましたが、私は、まず1つ目として、勤務時間と言いますか、その裏腹の、給与ごめんなさい。休暇の件について、ちょっとお聞きしたい。平成30年度で構いませんが、改めて数字教えて頂きたい。有給休暇取得、配偶者出産休暇の取得、育児休暇の取得、看護休暇の取得、これについては、毎度、人事院でも色々取り上げてる問題であります。

それから、2つ目。これも人事院の中でも何度も言われておりますが、この間、取り組まれたストレスチェック、これが実態として今どうなっているのか。ちょっと実施状況お聞きしたい。

最後。先程もちょうつと言いましたが、障がい者雇用ということについても、職員の部分では重要な今回、出ております。江差町として、そもそも雇用率今どうなって、報告にもありましたけれども、今後の採用予定、どのように考えていらっしゃるか、関連でお聞きしたいと思っております。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

それでは、まず、最初に休暇の取得状況についてでございます。平成30年度の有給休暇についてでございますが、平均消化日数としましては、9.5日となったところでございます。前年、29年度が8.6日でありましたので、およそ1日分が上昇したという結果になりました。配偶者出産休暇につきましては1人。育児休業を4人が取得してございますけれども、看護休暇の取得はございませんでした。

それと、ストレスチェックの実施状況についてでございます。ストレスチェックの状況ですが、平成28年度から実施をさせて頂いておりまして、本年度は11月に臨時職員を含めた158人を対象として、実施させて頂きました。その中で、チェック表の提出があったのは145人でありまして、91.8%の回答率となったところでございます。ただ、結果につきましては、個人への通知はすでに発布はされているところですが、事業所への通知はまだ手元に届いていない状況でございます。ちなみに、昨年の結果では、17人が高ストレス状態であったところございまして、この場合におきましては、産業医への面談が可能となっておりますけれども、結果的に相談希望はなかったというのもまた、事実でございます。

次が、障がい者雇用率の状況でございます。当町での対象は、身体障害者の手帳を所有している方のみでございますけれども、今年度の雇用率は2.94%でありまして、法定雇用率2.5%を達成している状況となっております。また、採用予定とのことでございますが、障がい者の採用に関しましては、直接的に障がいのある方という明記はしてございませんが、決して門戸を閉ざしているものではございません。応募は可能でございます。ただ、障がいのある方をピンポイントで公募していないのも事実であるという状況でございます。

「小野寺議員」

はい。議長。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

分かりました。給与の改訂と併せて、不離一体の本当にこの人事と言いますか、職員の体制そのものがしっかりと進めてもらいたいなと思っておりますが、再質問で1点だけ。

有給休暇の関係で、確か、目標出しておりますが、平成31年、これまだ、平成の

時、令和元年ということでしょうか。平成31年の目標で10日以上という目標だったでしょうかね。今、それどういうふうになら、計画なってますか。色々ありますよね、計画。特定事業主行動計画うんぬんかんぬんとあります。先程言った数字から含めて、今後の有給休暇の取得率については、どういうふうな目標作って、そして、江差町として体制を進めているのか。最後にお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

今、議員おっしゃった通り、特定事業主行動計画の中では10日という目標をたててございます。国の方ではですね、令和2年には、平均15日以上を目標とするということも示されているようでございます。特定事業主行動計画策定当時につきましては、平成28年でございましたけれども、その時点での平均取得日数が8.1日という状況でございました。急激な目標設定をすることは困難でございましたので、10日とさせて頂いてた状況ではございますけれども、今回は9.5日ということで10日には徐々に近づいておりますし、また、10日以上の達成を数値目標に掲げてですね、今後も取り組んで、国で言う、出来れば15日というところまでもって行ければ最高なのかなというふうに思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

いいですね。はい。

塚本議員。

「塚本議員」

はい。私からは、給与改定の関係で質問させていただきます。勤務時間終了後にも、連日役場庁舎には灯りがついており、限られ時間外予算の中で、町職員の皆さんが勤務に対して、その様な勤務に対して、非常に頭が下がる思いであります。

また、イベント等で、休日出勤を、出勤に対しても、代休処理をされて先程、質問ありましたが、年休休暇の、年次休暇の取得日数がまだまだ少ない現状になっているということも改めてただ今確認したところであります。

平成14年より、財政緊迫の折、賃金の独自削減が実施されております。平成21年9月に江差町が早期健全化団体に指定され、その後平成23年に早期健全化団体から脱却、この間においても、職員や準職員、臨時職員の賃金の大幅な削減が実施されてきております。現時点の財政については、決して十分余裕がある財政でないことは充々承知しているところでありますが、職員の賃金は削減されずに支払われるのは当然の権利で

あり、根拠のない削減を長年実施していることについては、職員の生涯賃金を大幅に低下させ、仕事に取り組むモチベーションについても懸念がされているところでありますし、先程の話もありましたが、職員の採用においても問題があると考えます。

また、檜山管内においても、独自削減を実施しているのは江差町のみであります。早期に独自削減の撤回が急務と考えますが、これは町長のご答弁をお願い致します。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」

まず、独自削減の状況でございますけれども、議員おっしゃる通り、財政健全化団体となる前の平成14年度から継続的に行っていることは、議員おっしゃる通りでございます。独自削減の状況につきましては、給与、手当、通勤手当、勤勉手当、算定上の役職方、これが現在でも継続されている状況でございますけれども、町長就任以来、1期という訳ではございませんが、一部回復をこの間、何度も手掛けてきたところでございます。そういう中で、早期の復元をというところでございますけれども、独自削減の回復の考え方につきましてはですね、どうしても来年度、来年度うちゅうか、予算全体規模それから実質公債比率、これらを注視して行かなければならないと思っておりますし、先程も言いました通り、町長就任以来、一部回復も随時行っているということから、独自削減回復の考えはもっているものというふうに考えております。ただ、これにつきましては、いずれに致しましても独自削減の関係につきましては、組合との、職員組合との交渉ごとでありますし、交渉項目だということは、ご理解頂きたいというふうに思っております。

(議長)

いいですね。はい。塚本議員。

「塚本議員」

何回も同じ様な質問させていただきますが、一定程度、どういう要因で削減されてるのか。後は、何年をもって削減を終わるといことがやっぱり職員は皆さん心配されていると思うんですね。だらだらと削減するんでなくて、もう1年我慢してくれっという様なそういう様な中での、モチベーションのもって行き方もあると思うんです。その辺を明示しながら、職員組合に協力得ながら、職員にしっかり給料を、いついつ頃になったら、しっかり払うんだというのを明言して行く必要があると思っておりますが、その辺、如何でしょうか。

(議長)

はい。副町長。

「副町長」

この場で、塚本議員のお尋ねのご質問に、明確に答弁出来る状況について、ちょっと差し控えてたい。というのも、これから、年末含めて、組合との交渉を控えてございますので、十分議員の意とするところ、ね、主旨も、単年度でやってる独自削減ではございませんので、それらも十分町長も私も踏まえた上で、組合交渉事でございますので、それらで、色々と、これから交渉に当たって行きたいと、この様に思ってます。

(議長)

いいですね。はい。

質疑希望、他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します

(議長)

議案第1号、江差町特別職職員の常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第2号、江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第10、議案第3号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び、日程第11、議案第4号、地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する条例(正:法律)の執行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第3号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び、議案第4号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の執行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法および地方自治法の一部が改正され、令和2年4月1日より、会計年度任用職員制度が導入されることなどに伴い、会計年度任用職員の給与面や任用等について、所要の条例整備を行うものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第3号及び第4号について、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。総務課長。

「総務課長」(補足説明)

それでは、議案第3号及び第4号の条例制定についての補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第3号の会計年度任用職員の給与、費用弁償の条例から、説明させていただきます。これにつきましては、先般も全員協議会におきまして、概要についての説明をさせていただきましたが、要点を絞って、この場で再度、説明をさせていただきたいというふうに思っています。

議案書では23頁。資料は13頁以降の概要資料4となります。勤務体系につきましては、フルタイムとパートタイムに分けられますが、現状の定数が職員個々の形態を維

持する事を基本とさせて頂きました。給料手当てにつきましてですけれども、フルタイムは現行の賃金を給料として支給する他、期末手当、時間外、休日勤務手当、通勤手当が支給される一方で、パートタイムでも賃金を報酬として支給し、期末手当の他に時間外、時間外休日勤務手当を報酬として、通勤手当を費用弁償として支給される事となります。また、フルタイムの給与形態ですが、現状の定数外職員の個々の年収ベースを基準とする事を基本としまして、給料格付け及び適用する号俸の範囲を設定している他に、資料でも示しておりますが、5つの職種区分に分けると同時に、適用する号俸の範囲は、最大で25号俸に上限を設定した上で、職員の給料表を準用し、昇級につきましても、4号俸を適用させる事としております。また、期末手当の支給割合につきましては、年間1.45月を採用した所でございます。

以上、説明させて頂きました概要にあります、給与及び費用弁償につきましては、地方自治法において、条例規定とされておりますことから、職員の給与条例とは別に、会計年度単独での制定を提案させて頂きました。

条例の構成と致しましては、フルタイムとパートタイムに分けて、章立てをしておりますが、ただ今、説明させて頂いた内容を、職員の給与条例に準用するケースと必要な事項を直接規定するケースの場合がありますが、これらを前26条に条建ていたしましたので、新たに条例制定とさせて頂くものでございます。

次に、議案第4号の関係条例の整理に関する条例についてです。議案書では33頁、資料は15頁以降の新旧対照表となります。この度の会計年度任用職員の創設にあたりましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によるものでございますが、会計年度任用職員の文言規定はもちろんです。他に、法改正に伴う関連する事項についても改正がありますことから、条例内での適用条項の整理だったり、文言整理も含めまして、議案での提案の通り、10条例での一部改正が必要となりましたことから、関係条例の整理に関する条例として一本化で提案をさせて頂いたところです。10条例、個々の改正内容につきましては割愛させて頂きますが、宜しくお願ひしたいと思います。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第4号、地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する法律の執行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第12、議案第5号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第13、議案第6号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、並びに日程第14、議案第7号、江差町公共下水道条例の一部を改正する条例については、関連ありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

ただ今、一括上程となりました、議案第5号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第6号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、並びに、議案第7

号、江差町公共下水道条例の一部を改正する条例についてでございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、議案第5号から7号までの3議案について、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

宜しくお願いします。

私から、議案第5号と第6号について、説明をさせていただきます。議案書につきましては、37頁から40頁、定例会資料につきましては、26頁から27頁の新旧対照表となっております。両条例の一部改正につきましては、成年被後見人であることを理由に、不当に差別されることがないように、関係法令において、成年被後見人等について、資格、職種、業務等から一律に廃除する規定等が削除されたことに伴う条例の一部改正となっております。

まず、議案第5号の印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正の主な内容につきましては、条例第2条第2項第2号において、成年被後見人の文言を規定してございましたが、新たに意思能力を有しない者に改め、その他、第5条第2項の文言整理を行うものでございます。

続いて、議案第6号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の主な内容につきましては、条例第23条第2項第2号で引用する児童福祉法において、養育里親及び養子縁組里親の欠格事項の見直しが図られ、成年被後見人又は、被補佐人を規定する、第1号が削られたことに伴い、同項第2号以降が繰り上がる内容となっております。以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

はい。次に、建設水道課長。

「建設水道課長」(補足説明)

はい。それでは、議案第7号、江差町下水道条例の一部を改正する条例について、私の方からご説明申し上げます。

議案書の42頁、定例会資料は28頁から30頁の資料No.17となります。こちらにつきましても同様に、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に廃除する規定が削除されたことに伴います条例の一部改正でございます。

下水道条例の主な変更内容でございますが、第8条と第12条におきまして、成年被後見人の文言が削除となり、新たに精神機能障害により、判断及び意思疎通を適切に行う事が出来ない者との条項が追記となるものでございます。

また、併せまして、第12条第3項に、責任技術者が精神機能障害を有することにより、認知、判断、及び意思疎通を適切に行うことが出来ない状態となった時の届出条項が追記となったものでございます。以上が説明となりますので、宜しくお願ひ申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、江差町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第6号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、議案第7号、江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第15、議案第8号、江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第8号、江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律、施行令の一部改正に伴い、江差町災害弔慰金の支給等に関する条例を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、町民福祉課長。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第8号について、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、43頁、44頁、定例会資料につきましては、31頁の新旧対照表となっております。今回の主な改正につきましては、償還に関する事項となっております。1つ目に、災害や疾病などのやむを得ないと認める事情がある場合に、償還金の支払い猶予を規定したことがございます。2つ目に、これまで規定されていた

償還免除に加え、支払猶予する場合、必要に応じて、償還金の貸付けを受けているものから、報告を求めることや、官公所に対して、文書や資料の提供を求めることが出来ることとされた内容となっております。以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第8号、江差町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第16、議案第9号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第7号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第9号、令和元年度江差町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。今回の補正の内容につきましては、生活交通バス路線維持費等補助など、25事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ6,881万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億8,584万7千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為の補正、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

はい。財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案書46頁、47頁をお開き願いたいと思います。補正予算構成表で説明申し上げます。

最初に、減額補正について説明させていただきますが、事業が終了したもの、あるいは今後の執行見込み等々を勘案して減額したもの以外の主な事業について、を説明させていただきますので、ご了承願いたいと思います。

まず、後期高齢者医療広域連合負担金（市町村療養給付費負担金）でございます。平成30年度負担金の実績に伴う清算による減額分を、令和元年度負担金において、調整することとなったため、令和元年度分の負担金を減額するものでございます。補正額は、506万3千円を減額するもので、同額一般財源を減額するものでございます。

続きまして、4つ跳びまして、水産業費でございます。アワビ栽培漁業推進でございます。今年度は、種苗の生育が悪く、10月以降の放流になる旨、北海道栽培漁業振興公社から連絡がございましたが、これからの時期は時化ることが多いこと。また、水温が低く、生存率が低くなることなどから、今年度の放流を見送ったものでございます。事業費を232万5千円減額し、ふるさと応援基金繰入金を230万、一般財源を2万5千円減額するものでございます。

次に、産業資金貸付でございます。借入申し込み額の減によるもので、具体的には、檜山造船公社が当初見込み、400万から300万になったものでございます。事業費を100万円減額し、貸付金元利収入を同額減額するものでございます。

続きまして、町道南が丘団地22号通り及び町道砂川4号通り道路改良工事でございます。社会資本整備総合交付金の内示額の減額に伴い、事業費を調整するもので、予算

額を750万円減額し、国庫支出金を462万円、その他財源としてJR基金を288万円減額するものでございます。

次に、橋梁長寿命化補修対策でございます。こちらの方も同様に社会資本整備等総合交付金の内示額の減額に伴い事業費を調整するもので、予算額を1,500万円減額し、国庫924万円、地方債を520万、同じくJR基金からの繰入金を56万円減額するものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計繰出しでございます。下水道会計での公債費の執行見込みの減額に伴う一般会計からの繰出し金の減額でございまして、32万円を減額し、同額一般財源を減額するものでございます。

それから、4つ跳びまして、一番最後でございます。公債費（元金利子）でございます。平成30年度の起債の借入額の確定と、利率見直しに伴いまして、支払元金が26万7千円増額となったものの、支払利息が204万2千円減額となり、総体として減額となったもので、177万5千円を減額し、一般財源を同額減額するものでございます。

次の頁となります。47頁でございます。職員人件費関係でございます。先程、条例改正の提案におきまして、説明ございましたが、人事院勧告に基づく給与等の改訂、それから人事異動などに伴う職員人件費、それらの補正でございます。職員人件費等につきましては、一般会計に係る職員分として、議会費から教育費までの総計で3,985万3千円を減額するものでございます。財源内訳と致しましては、全額一般財源の減額となります。以下同様の理由から特別会計の繰出し金を補正するものでございまして、国民健康保険費特別会計繰出し金では、52万8千円の増額、介護保険特別会計繰出し金では、305万1千円の増額。公共下水道事業特別会計繰出し金で、4万5千円の増額補正をするもので、それぞれ特別会計繰出し金においては、一般財源を同額増額するものでございます。職員人件費合計では、3,622万9千円の減額となるものでございます。

次に、生活交通バス路線維持費補助でございます。函館バスへのバス路線維持費の補助でございまして、地域間幹線経統の檜山海岸線や、広域生活路線の八雲熊石線などに対して補助するものでございます。補正額は1,582万7千円、全額一般財源となります。

次に、過年度還付（平成30年度子供子育て支援交付金返還）でございます。交付金の確定に伴い、国庫支出金を返還するものでございまして、補正額は56万7千円、全額一般財源でございます。

次に、マイナンバーカード普及促進でございます。国の方から要請があり、策定しましたマイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、普及促進を進める上で、必要なタブレット端末等の備品や、郵便料、職員時間外手得当てなどの経費の補正をするものでございまして、補正額は41万3千円、国庫支出金が12万4千円で、残28万9千円が

一般財源となるものでございます。

続きまして、監査委員事務でございます。8月に議会選出の監査委員が変わりましたが、条例の規定により、前任の委員と現任の委員にそれぞれ8月1か月分の報酬が支給されることになることから、補正をするものでございます。補正額は2万1千円、全額一般財源となるものでございます。

次に、幼児教育保育無償化事業でございます。本年10月から3歳から5歳までの幼児教育保育の費用が、無償化されたことに伴い、道立江差病院内にある認可外保育施設に対し、無償化の施設利用料等を支給するものでございます。補正額は48万6千円、国庫支出金が24万3千円、道支出金が12万1千円、残り12万2千円が一般財源となるものでございます。

次に、江差産ニシン活用促進対策事業でございます。資料の方は、定例会資料32頁をお開き願いたいと思います。昨年、一昨年も補正をお願いしてございますが、ニシンを年間を通して活用するために冷凍保管する、その保管に係る保管料及び手数料について、江差観光まちづくり協議会に補助するものでございまして、補正額は50万円全額一般財源となるものでございます。

補正額合計では、6,881万3千円の減額、国庫支出金が2,017万8千円、道支出金が299万4千円、地方債が520万、その他特定財源が854万円で、一般財源3,109万1千が減額となるものでございます。

続きまして、50頁をお開き願いたいと思います。第2表、債務負担行為の補正でございます。役場庁舎警備委託、役場庁舎清掃委託、在宅型総合福祉施設清掃委託につきましては、例年お願いしてございますが、新年度に直ちに事業を実施する必要があるものにつきまして、予算の執行が可能となる4月1日より前に入札や契約等の手続きをするため、債務負担行為の議決をお願いするもので、入札などで特に慎重を要する事業につきまして、今回債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

次に、文化会館海側屋上防水改修でございます。資料の方でございますが、定例会資料のNo.4になりますので、お開き願いたいと思います。文化会館の屋上の防水アスファルトの劣化が進みまして、大ホールなどに雨漏りがしている状況でございまして、設備や機器等の故障の恐れもあることから、改修をすることとしたものでございます。新年度開始前から取り進めることとしたいことから、債務負担行為をお願いするものでございます。債務負担行為、それぞれの債務負担行為の期間、限度額は記載されている通りとなりますので、割愛させていただきます。

次に、52頁となります。第3表、地方債補正でございます。先程、補正でも説明致しましたが、橋梁長寿命化補修対策に係る起債額の変更でございまして、起債の限度額を3,380万から2,860万にするものでございます。その他、起債の方法、利率、償還の方法については、記載の通りでございますので、割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきますので、宜しくお願い致します。

す。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ただ今、補正の説明を頂きました。その中で、企画費の生活交通バス路線維持費等の補助でございます。全道的な傾向を見ましてもですね、やっぱり、この地方の搭乗率の悪い、本当に乗る方の少ない路線につきましても、この管内でございませぬけど、他管内においてですね、その路線の廃止ですとか、そういうような傾向が随分、マスコミ等の報道である訳です。と、いう事は、乗る方も少ないですけども、委託を受けているバス会社も、やっぱり、運転手の確保が難しいという、そういうような経営上の実態もあります。当管内において、函バスについてはですね、そのような申し入れって言いますかね、状況は現時点で、ないのかどうか。1点。

それと併せまして、今、我々、議会の方で、江差町総合計画特別委員会を審査しております。一応、関連団体ということで、函バスの方と意見交換をさせて頂きました。地元の所長、そして、本社の方から役員の方も見えた訳でございます。その中で、これまで、函バスさんの方から、江差営業所の方の建物も相当老朽化して、もう改築年次に来ている。そして、併せまして、あの土地につきましてもですね、やはり、立地上、やっぱり、好ましくないというそういう様な指摘が前からあった訳でありまして、これまで場所の選定、営業所の建替えについて、ちょっと色々協議した経緯かあると思いますけれども、そこで役員の方から、発言では、場所の選定、建物につきましても、町の方の支援は一切頂かない方向で考えております。そういう様な発言がありました。これは、噂に過ぎないかもしれませんが、一時、あの営業所については、他町にも誘致している町があるという、噂も聞きましたけれども、その辺の動向について、どう町は抑えてるのか、この2点、お答え頂きたいと思います。

(議長)

はい。まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

飯田議員から、極端に函バスの関係でございますね、2点のご質問でございます。まず、バ

スの運転手の不足の関係でございますが、直接的には、お話はきいてございません。ただ、求人、ハローワークの求人情報、私たまに見るんですが、相変わらず、函館バスさんの運転手というのは、募集に載ってますので、そういう部分では、きっと不足しているんだろうなっていう、感は否めないところでございます。

それと、営業所の老朽化対策の問題でございますが、JRの廃止が1つのきっかけになってですね、この営業所の話が色々ありました。この間、函バスさんと色々やり取りもやって来ましたが、一時期、江の島構想の関係でですね、函バスさんの営業所を鷗島の方についてというお話も、非公式にちょっとお話しをしたんですが、一般乗合旅客法の審査基準というものがあまして、実は、車庫とターミナルっていううんですかね、お客さんが待ってたり、乗務員を配置する方がいる場所が2キロ以上離れるとですね、これは好ましくないという事なんです。それで、少しその場所にはですね、なかなか移転出来ないという事で、この間、色々場所は、お互いに模索しましたが、なかなか良い場所がなかったという事です。函バスさんの方は、最終的には11月の18日です。私の方に電話で、これまで色々場所も探して来ましたが、まずは、自社で今の自分の営業所の事を整理したいという申し入れがございましたので、私の方で、これを受けて、町長、あるいは副町長の方に、報告させて頂いたというところでございます。

以上で、ございます

(議長)

いいですか。飯田議員。

「飯田議員」

ただ今の課長の答弁で、確かにハローワークを覗けば募集している。私は、それもそうですけれども、そういう事を背景にしながら、路線の削減の申し入れなり、そういう事はなかったんですかっていうそういう質問が1点と。それから、後段の質問についてはですね、これ今までこう、色々函バスさんとやり取りして来て、私やっぱり、江差町として、やっぱり一番避けなければならないのは、この営業所が、もしかして、土地が、適当な土地がないために、他町が行く、そういうような恐れがないのかというのが、一番心配なんですよ。やっぱり、営業所を、今、課長の答弁で、現在地で、自社の自力でもて、営業所を立替えをする。それで、間違いないのかどうか、もう一回確認させて下さい。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

まず、6路線の削減の可能性はないかという事ですが、現段階ではございません。そういう話も、私どもの方には来ておりません。

2点目で、ございます。営業所の関係でございますが、他町からの引き合いがないのかっという事ですが、その辺は私どもの方には、情報、入ってございませんが、今、飯田議員が言ったとおりですね、これから人口が減って行って、なかなかバスの利用者が減って行く中でですね、新たな投資っていうのは非常に厳しいんだろなという感は私しております。そう言った中で、新たな投資をして、新たな場所っていうのは、相手側がある事なので、ちょっと慎重にお話ししますが、その辺を、まず、10年20年を先を見据えてですね、投資っていう事なると、少し厳しいのかなという感想を抱いております。ということは、今の規模の中で、最低限の改修っていうことを目論んでいるのかなっていうところでございます。これは、確たるものではございませんが、担当者とお話した限りでは、そういうニュアンスでございました。

以上で、ございます。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第9号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第7号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第17、議案第10号、令和元年度江差町国民健康保険費会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」

議案第10号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、人事異動や令和元年人事院勧告に伴う給与及び手当の改正による人件費の増減にかかる補正予算となっております。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議のうえ議決頂きますようお願い申し上げます。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

国民健康保険費特別会計補正予算について、ご説明致します。議案書73頁、補正予算構成表をお開き下さい。人事異動や人事院勧告に伴う給与及び手当の改正による人件費の補正でございます。補正額は、職員人件費5万2千8千円で、財源につきましては、全額一般会計繰入金でございます。

ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第10号、令和元年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第18、議案第11号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第11号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、人事異動や令和元年人事院勧告に伴う給与及び手当の改正による人件費の増減に係る補正予算となっております。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

それでは、私より、議案第11号、介護保険特別会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。議案書の87頁の補正予算構成表をお開き下さい。本特別会計におきましてお人事異動に伴います職員人件費並びに本年の人事院勧告に基づきます、給与等の改訂による補正でございまして、補正額は305万1千円となります。財源につきまし

ては、全額一般会計からの繰入金でございます。

以上、説明終わります。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第11号、令和元年度江差町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第19、議案第12号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第12号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。今回の補正の内容につきましては、令和元年人事院勧告に伴う人件費の増額及び長期借入金償還利子の減額に係る補正予算となっております。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

それでは、私の方から、議案第12号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書101頁の予算構成表をお開き下さい。公共下水道事業特別会計につきましても、同様に人事院勧告に基づきます給与等の改訂に係る補正でございまして、職員人件費4万5千円を増額するものでございます。財源につきましては、全額一般会計からの繰入金となるものでございます。

次に、公課費でございしますが、先程、一般会計でも説明がありました通り、起債の借入額の確定と利率見直しに伴いまして、32万円が減額となったものでございます。

以上が、説明となりますので、宜しくお願い申し上げます。

（議長）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第12号、令和元年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、12号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第20、議案第13号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第8号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第13号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、認定こども園施設整備補助、及び南が丘小学校グラウンド陥没復旧工事に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,079万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,663万9千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第13号でございますが、議案の方は、議案目次その2の3頁となります。それから、資料でございますが、資料の方は定例会資料No.3の方で、それぞれ1頁と5頁になりますので、宜しくお願い致します。

それでは、説明に入らせて頂きます。最初に認定こども園施設整備補助でございます。学校法人函館カトリック学園が、令和2年4月1日に開設を予定している、幼保連携型こども園の開設のための江差幼稚園改修に対する補助でございます。現在、国庫補助金の申請をしているところでございますが、国庫補助の交付を受けるに当たっては、町も併せて、補助対象経費の4分の1を補助する必要があることから、国庫補助金と併せて、町補助についても補正をお願いするものでございます。補正額は3,013万3千円、国庫支出金が、2,049万5千円、一般財源が963万8千円となるものでございます。

続きまして、南が丘小学校グラウンド陥没復旧工事でございます。資料No.3の5頁となります。10月の初めの頃、南が丘小学校のグラウンドの西側が陥没しているのが発見され、調査を行ったところ、埋設されている排水管の破損によるものであることが判明したため、排水管の布設替等の復旧工事をする経費を補正するものでございます。補正額は、1,065万9千円、全額一般財源でございます。補正額合計では、4,079万2千円で、国庫支出金が、2,049万5千円、残2,029万7千円が一般財源でございますので、説明は以上となりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

まず、後の方の、小学校の陥没、これもう少しちょっと、図面は出てますけれども、説明して頂ければなど。若干、心配な、してる方もいらっしゃるのではねえ、今後の、対応も含めて、安全策と言いますか、あくまで、復旧工事、この復旧工事の後の部分も含めて、ちょっと説明して頂ければなどというのが1つ。

それから、前の方の認定こども園なんですが、前回、全員協議会で、若干質疑させて頂きましたので、あまり、だぶらないと思えますけれども、今日、議会ですので、1点だけです。前にも言いました、いわゆる子育て、えーと、これ子育て支援室でしたっけ。要は、それまでのちょっと字が小さくて、特別なんか支援教室と教材室、少し、場所を広げてと言いますか、であります。今後、民間ですけども、道とのやり取りの中で、江差町もこの施設に関しての色んな意見と言いますか、求められて、江差町としても、一定の意見も出しながら、今後、民間とは言えますけれども、幼稚園の整備に入ります。この地域との関係で、子育て支援の部分、どのように私、地域と関わり合っ

て、江差町全体の子育て、来年度新たに計画作りますけれども、江差町の中で、これがどのように連携と言いますか、町との連携と言いますか、地域との連携と言いますか、お母さん方との関係も含めて、どのような展開を出てくるのか。もしくは、江差町として、何か意見を言う部分があるのか。ちょっと教えて頂きたいなと思います。2点です。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

南が丘町小学校のグラウンドの陥没の件でございます。10月初旬、南が丘小学校グラウンドの西側の角地に約直径3メートル、深さ3メートルの陥没が発見されまして、2回にわたり、函館の亀田清掃の方の排水管のカメラを挿入して、調査を致しました。それで、今陥没してるとこの、ちょっと手前の方で管がつぶれてるということで、これ、長年、恐らく管が、排水が土中に浸み込んで、年月が経って浸食されて陥没したものと思われまして。それで、それ以外の場所ですが、センターの方からカメラを入れて調査した結果ですね、若干のヒビは入ってる所ありますが、至急、整備するような部分はないというふうに判断しておりまして、今現在の陥没の時点から、20メートル位の工事を予定しております。ただ、土の中ですので、実際掘ってみないとどれくらい傷んでるか分かりませんので、それも20メートルか10メートルになるという可能性もございます。

以上です。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」

ただ今の子育て支援室に関する地域との関わり、そして町との関わりというご質問にお答えさせていただきます。これまでも、江差幼稚園におきましては、地域と言いますか、地域の保護者の方からの育児相談であったり、もしくは、親子で就園前の親子が通園するというサービスを行ってございます。大きく、今回、認定こども園に移行するに当たって、子育て支援に関わる部分が、大きく拡充するというものではございません。これまでと同様に、ニーズに応じて、地域とお母さん方との連携を図って行くということになってございます。一方で、町との関わりにつきましては、現在、子ども子育て支援事業計画の第2期の計画に向けて、作業を進めてございます。子育て相談に関しましては、単に、町だけが行うということではなく、例えば、私どもの町立保育園でそういつ

た機能を持ってございますけども、保育園のみならず、関係する課でも行ってございませし、また、民間においても、同様に、そういった子供に関する相談機能というのを持っておりますので、これらの機能が連携しながら、次期の子育て支援計画の中で、サービスとしての位置づけが図られて行くものと考えてございます。

以上で、ございます。

(議長)

いいですね。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

町民課長の方から、分かりました。分かりましたが、確かですね。

(議長)

わがったら、いいっしょ。

「小野寺議員」

今の質疑でも、私、発言しましたが、道の認可、受ける前提で、町、町の意見求められますよね。この施設については、つまり江差町としても補助金出すんですよ。いや、これは国の制度設計の中で、になってますけれども、でも、ぎりぎり、ましてや、来年度からの事業計画も含めれば、江差町として、これはやってもらいたいと、民間で。従来通りと言う事じゃなくてですね。もちろん、その裏には私は補助金を出す以上、え、補助金を出すという事も含めて、こういう事もやって頂けないかっていうギリギリの所、何か意見として出していないんですかね。もう少し、拡充するとかいう事も含めて。

(議長)

町民福祉課長。

「小野寺議員」

あ、ちょっと待って。

が、1つです。

それから、教育課長、ごめんなさい。復旧、あくまでも、復旧工事ですよ、これね。復旧工事ですよ。ですよ、で、ですから、さっき、心配ないと言っても、本当に、あの、今後のもう少し、全体がどうなっているのっていうのは、何かすごく心配になっちゃうんですよ。そこ含めて、もう少し、ちょっと説明頂ければと思います。
以上。

(議長)

掘ってみねば、わがねって、言ったべさ、さっき。

「学校教育課長」

学校教育課長。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

先程も申しあげました、カメラを入れて調査してます。そのカメラの映像も全部確かめております。

(議長)

この前、説明した。

「学校教育課長」

それで、そんなひどいヒビは、入って、若干入っている所もありますが、崩れる様なヒビではないという事で判断しておりますので、ご理解願います。

「小野寺議員」

だけど、復旧でイコール、もう、少なくとも、これに関しては終わり。

「学校教育課長」

その時点の、復旧で、大丈夫です。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」

今回の、認定こども園に移行するに当たっての町の意見という部分についてお答えさせていただきます。基本的には、私ども、意見としましては、総体的に子どもの数に対して、認定こども園の必要性を、必要性があるというふうに回答させて頂いております。と言いますのは、現状、0歳児の入所率というのは実質30%程度。それが、年齢が上がるに従いまして、ほぼ100%に近くなって来てございます。また、2年度からの新たな定員の想定しますと、これまでの、300代から230程度というふうに下がる訳ですけども、現状、0歳児から5歳児の数を数えますと、約210名程度、現時点でおります。そういう意味からしますと、低年齢の、特に0歳から2歳児の需要が高まってくるであろうと、そこの受け入れが、拡充されるという意味を込めまして、認定こども園の必要性を私どもの方は、意見として付させて頂いております。

それと、意見として、補助を出す上での拡充という部分なんですけども、実は、新たに保育園機能を加えるということで、一次保育の機能を持つ事になります。これまで、一次保育につきましては、例えば、病気であるだとか、何らかの用事があって今まで保育園に入っていなかったご家庭で、一時的に預かるという事が、私ども、町立保育園で担ってございましたけども、今回、認定保育園に移行するに当たりましては、この一次保育事業を江差幼稚園においても、その機能を併せ持つという事になりますので、ここについては、拡充というふうになろうかと思っております。また、今後の運営の状況を見ながらですね、その例えば、町との関わり、これまでは補助金、建物に関する補助というのは一切ございませんでしたので、今回、新たにそういうご縁が出来るという事ですので、必要に応じて、先方の認定保育園との協議を持つ場を考えて参りたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

いいですね。

はい。他に質疑希望ありませんので。

飯田議員。

「飯田議員」

認定保育園の関係でございますけれども、施設が改修して、立派になりまして、0歳児から2歳児まで、あ、2歳児まで。相当増えるわけなんですね。という事は、送迎バスも運行しておりますけれども、やっぱり、そういう小さいお子さんの親御さんというのは、それぞれ皆さん自家用車で送迎する例が多くなると思うんですね。ただ、あその場合ですね、本当に狭隘、狭い町道を通って送迎したり、バスについてもですね、裏口からこう入って、そこから園生の子供さん達が園に入っていく。大変こう、交通上危険な状況もありますんでね、ま、道路改良、ちょっとなかなか、こう予算も多大になり

ますけども、そういう様なものは、幼稚園の方から、こうなんか要望とか協議事項の中で今までなかったのかどうか。だから、私、これはですね、やっぱり、今後、保育園、幼稚園機能を備えた、江差唯一の施設でありますから、そういう交通面も含めて、将来の課題として改良すべきと考えますが、現状においてそういう様な協議はあったのかなのか、1点、お答え願いたいと思います。

(議長)

はい。町民福祉課長。

「町民福祉課長」

送迎バスの運行に関わる道路の拡充に関しましては、現時点におきましては、先方からの要望等はございません。

以上で、ございます。

「飯田議員」

親御さんの行くパレスさんのどこの通りの道路境界線も含めて。

「町民福祉課長」

はい。保護者の方、含めまして、私ども今、町民福祉課の方では、特に承知はしてございません。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

はい。いいです。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第13号、令和元年度江差町一般会計補正予算(第8号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第21、発議第1号、日米共同訓練規模の縮小とオスプレイ参加中止を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第1号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第1号については、原案の通り可決されました。

(議長)

次に、日程第22、発議第2号、国による妊産婦医療費助成制度創設並びに福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減だな、うん、削減だな、措置を廃止する、求める意見書の提出を議題と致します。

(議長)

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第2号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第23、発議第3号、授業料減免制度の現行水準をけんじ（正：維持）を求める意見書の提出を議題と致します。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第3号について、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

発議第3号については、原案の通り決しました。

(議長)

日程第24、発議第4号、英語民間試験延期にとどまらず入試改革の抜本的な見直しを求める意見書の提出についてを議題と致します。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第4号については、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第4号については、原案の通り可決されました。

(議長)

日程第25、発議第5号、災害救助法の見直しを求める意見書の提出を議題と致します。

お諮りします。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

発議第5号について、原案の通り決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第5号については、原案の通り、決定致しました。

(議長)

日程第26、発議第6号、介護保険事業に関する事務調査についてを議題と致します。

お諮りします。

ただ今、議題となりました発議第6号、会議規則第39条の規定による所管の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすること、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、認めます。（正：異議なしと認め）

本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

（議長）

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了致しました。

従いまして、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、従いまして、今定例会は、本日で閉会することに決定致しました。

これで、会議を閉じます。

大変、ご協力ありがとうございました。

閉会 16 : 13